

# 第9回社会的資源あり方検討委員会

平成18年3月2日(木)  
午前10時～  
千葉県文書館6階多目的ホール

## 議 事 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 千葉県における社会的資源のあり方について(論点整理)に対する関係機関からのヒアリングのとりまとめについて
- (2) 千葉県における県立児童福祉施設(富浦学園・生実学校・乳児院)のあり方について(中間とりまとめ)に対する関係機関からのヒアリングのとりまとめについて
- (3) その他

### 3 閉 会

#### 配布資料

- 資料1 千葉県における社会的資源のあり方について(論点整理)(ヒアリング意見等追加記載分)
- 資料2 千葉県における県立児童福祉施設(富浦学園・生実学校・乳児院)のあり方について(中間とりまとめ)(ヒアリング意見等追加記載分)
- 資料3 第6回社会的資源あり方検討委員会議事録
- 資料4 富浦学園関係資料
  - ボランティア活用状況
  - 大舎制施設と地域小規模養護施設との比較表
  - 先駆的・先導的な施策の状況
  - 目標チャレンジプログラムの展開状況
  - 退所児童の在園年数と退所理由
- 資料5 「子ども家庭総合センター(仮称)基本構想」《東京都》
- 資料6 「福祉・健康都市 東京ビジョン」《東京都》
- 資料7 児童自立支援施設のあり方に関する研究会 第8回議事次第《厚生労働省》

# 千葉県における社会的資源のあり方について

## 論 点 整 理

### 《ヒアリング意見等追加記載分》

平成18年3月2日

千葉県社会的資源あり方検討委員会

・・・目次・・・

千葉県における社会的資源のあり方に関する論点整理・・・・・・・・・・ 1

- はじめに - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【総論】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1 家庭的養護（里親制度等）について ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

（1）里親制度の普及・活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

（2）里親型ファミリーグループホームの充実 ・・・・・・・・ 2

（3）里親への支援と質の向上について ・・・・・・・・ 2

2 施設養護について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

（1）ケア形態の小規模化並びに地域化のあり方について ・・ 2

（2）施設養護の質の向上について ・・・・・・・・ 3

（3）施設の運営及び連携について ・・・・・・・・ 3

3 社会的養護の役割の拡充 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

（1）自立支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

（2）新しい課題への対応 ・・・・・・・・ 4

（3）市町村行政とのつながり ・・・・・・・・ 4

（4）地域とのつながり ・・・・・・・・ 4

（5）その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

4 今後順次検討を進めていくべきテーマ ・・・・・・・・ 4

（1）児童相談所、市町村等の相談援助機関 ・・・・・・・・ 4

（2）社会的養護における民生委員児童委員等の役割 ・・ 5

（3）在宅での子育て支援サービスのあり方 ・・・・・・・・ 6

（4）施設間の相互連携及びサービスの相互利用の推進 ・・ 6

5 現場が工夫しやすいシステムづくり ・・・・・・・・ 6

- 終わりに - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

用語等の説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

（参考）

千葉県における社会的養護の現状 ・・・・・・・・ 9

千葉県における県立児童福祉施設  
(富浦学園・生実学校・乳児院)  
のあり方について

中間とりまとめ

《ヒアリング意見等追加記載分》

平成18年3月2日

千葉県社会的資源あり方検討委員会

・・・目次・・・

県立児童福祉施設（富浦学園・生実学校・乳児院）のあり方について・・・・・・・・・・ 1

- はじめに - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【総論】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1. 県立施設の役割について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 施設のあり方について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 建替え等について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4. 人事ローテーションについて・・・・・・・・・・・・ 2

【各論】 個々の施設について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【富浦学園】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 1. 施設のあり方について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 建替え等について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【生実学校】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

- 1. 施設のあり方について・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2. 自立支援について・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3. 施設養護の質の向上について・・・・・・・・・・・・ 5

【乳児院】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- 1. 施設のあり方について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2. 他の社会的資源との連携等について・・・・・・・・ 6
- 3. 建替え等について・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- 終わりに - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

用語等の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(参考)

県立児童福祉施設（富浦学園・生実学校・乳児院）の概要・・・・・・・・ 9

## 第9回社会的資源あり方検討委員会 議事録

- 1 日 時 平成18年3月2日(木)  
10:00~12:00
- 2 場 所 千葉県文書館6階多目的ホール
- 3 出席委員  
岩楯委員、柏女委員、川口委員、木ノ内委員、杉宮委員、庄司委員  
花崎委員 (欠席)河原委員、鈴木委員
- 4 内 容

### (事務局)

ただいまより「第9回社会的資源あり方検討委員会」を開催いたします。本日は大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の会議には、河原委員、鈴木委員が欠席されております。また、庄司委員におかれましては若干遅れるという連絡が入っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。議会の進行は、委員長でいらっしゃいます柏女委員にお願いしたいと存じますので、よろしくお願い致します。

### (議長)

みなさんおはようございます。いよいよ3月に入って年度末ということですが、今日、千葉駅を降りますと晴れ着姿の女性達、卒業式があるのでしょうか、にぎやかに和やかに希望を語っているように見えました。

私の大学でも皆様の大学等等でも卒業式があると思いますし、それから各施設でも巣立ちを迎えることがあるのではないかと思います。

そんなお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。ここのところ毎週やっておりますが、精力的に進めておりますけども、これまで3回の関係機関からヒアリングを受けて、私たちの「社会的資源あり方委員会」としてどのような方向を導き出していくのかを、ここ2回のディスカッションを進めていきたいと思っております。

本来ならば年度内に、基本方向についての報告書をということになっておりますが、なかなかそこまでは難しいので、私のほうで少し事務局のほうと御相談させていただきましたが、今日と次回の3月23日の2回で我々の意見を、将来方向についての意見をほとんど出させていただいて、その上で事務局のほうで原案を作成していただいて、それを受けて年度が変わってからではありますが、4月に1回、あるいは2回委員会を開いて、その報告書の原案についてさらに議論をするという流れで、連休明けに報告書公表を目途にディスカッションができればと考えております。

そんな方向で確認させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。そうしますと、この2回の議論がかなり大切な議論になるかと思います。

諸般の事情があり、例えば現実問題ということに目を向けると、そんなに大幅な変更は難しいのではないかという意見も委員会でございます。しかし、現実だけを直視しては先に進まないわけでありまして、そういう意味では、全体の、特に前回のヒアリングでは、社会的養護についての予算の抜本的な拡充をという強い意見がございました。そうしたことも踏まえて社会的養護の理想形をある意味では語ると、バランスを考えながらですね理想論だけに走っても問題があるでしょうし、現実論に縛られてしまっても問題があるでしょうし、いわばその中間を、そして工夫できるものは工夫していくと、しかし拡充していただきたいものは拡充していただくことを県に要望していくと、このようなスタンスで考えていければと思っております。

今、事務局のほうでヒアリングの意見について、あるいは我々の意見などについて、論点整理やこれまでの報告書に加筆していただいたものを資料として用意をしていただいておりますので、その資料の説明と概要を含めて事務局から御説明をお願いし、そしてその後、議論を進めていきたいと思いますが、今日すべてを議論できるかはわかりません。

最初に論点整理の所から入っていき、そして論点整理の中には児童相談所も入っていますので、児童相談所そして県立施設のあり方と、こんな流れで今日やれるはやり、そして今日は資料を見ますと近県との比較ですとか社会的養護の将来予測とかそういう資料は入っておりませんので、その議論はなかなかできないと思いますのでそういうものは次回に回すというふうに、資料の説明をしていただいた上で、また考えていきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局)

それでは今日お配りいたしました資料の御説明をいたします。

<資料の確認>

(議長)

ありがとうございます。各関係機関の方々に本当にこの論点整理、中間報告取りまとめを真摯にお取り上げいただき御意見をいただきましたし、また事務局においては、短い時間でしたけども、その御意見あるいは我々の意見を非常に丁寧にまとめていただきました。感謝を申し上げたいと思います。

それでは、残された時間で論点整理についての皆様の御意見をいただきたいと思いますが、最初に忘れてしまったのですが、今日は傍聴の人が一人、もう入っていらっしゃいますが、よろしくお願ひしたいと思います。前回来られたかたと同じ方です。

それでは議論に入っていきたいと思いますが、全部をまとめてというのはなかなか難しいので、まずは「論点整理」のほうからですね、全体を議論するなかで県立の役割というのが見えてくるだろうと思いますし、県立の話に入っていただいて結構ですけども、全体の論点整理をどう基本方向ということでまとめていくかということについての御意見を頂戴したいと思います。

まずは、最初ですので今回取りまとめていただいたもの、それからヒアリングを直接聞かれたことについての御意見、それらを10分くらい率直にお話いただいて、そしてその後、論点整理のペーパーの各論に入っていきたいと思いますが、どうでしょうか。

事務局の御報告あるいはヒアリングを聞かれての感想でも結構ですので、何かありますでしょうか。

(委員)

2点あるのですが、1つは、現在、虐待通報ないしは管内の支援を要する児童に関する情報の一元管理ということで、市町村がそれを担うことになっているね、その一環としてと言っていいのだろうと思いますが、家庭児童相談室を町村にも設置するという方向に行っているかと思うのですね、そうやってきますと保健センターないしは支庁(現健康福祉センター)に置かれている家庭児童相談室をどのような位置付けにしていくのか。

これが例えば児童相談所の支所的な窓口という位置付けもちょっと乱暴かもしれませんが、そういうことも考えられるかなと思います。

もう1点はですね、グランドデザインに関係することだと私は思うので発言させていただいておりますが、中央児童相談所の分割というような事がありましたけども、柏児童相談所や市川児童相談所はその他にも教育関係、障害福祉関係で色々センターを持っていたりですね、教育相談の関係の企画も独自にあると、東京にも近いということでいろんな相談機関を利用できるということ踏まえてですね、人口と児童相談所との関係の中で児童人口における相談所の利用率みたいなものを君津、銚子と比較することも意味があるのではないかと。

それは、行政面からの福祉サービスの公平性という面から考えて、児童相談所の今の配置のあり方を検討するのに、資料として有効ではないかという思いを持ちました。

(議長)

ありがとうございます。1点目については事務局のほうでお考えがありましたらお願いしたいと思いますが、つまり県レベルでの家児相の扱いをどうするのかと、あるいは何か考えていることがおありになのか、もしなければここで県レベルの家児相の扱いをどうするかとここに書いていけばいいのではないかと思います。

それから2点目のほうについては、私も申し忘れたのですが、前回の時にですね補足資料として、今日御提供いただいたように論点整理の中に落とし込んでいただいた資料ともう1つは、例えば近県比較とかいろいろな社会的養護の将来予測ができるような数値を出していただければということだったのですが、まだ間に合っていないので、今、委員がおっしゃったことは、是非資料として次回以降ですねまた御用意をお願いしたいと思います。事務局の方、最初の県レベルでの家児相のあり方については何かありますでしょうか。

(事務局)

健康福祉センターの中に家庭児童相談室を設けている訳ですけども、町村が現時点で、合併などが進んでいる中で、機能が円滑に進んでいるかどうかということを見極めることが必要であるとは思っていますが、全体として、今は、市町村と県とで役割分担というのがありますので、今後、県としてもそのようなことを考えていかなければいけないという認識は持っております。

(議長)

ありがとうございます。国の方でも都道府県レベルで家児相のあり方については今後の大きな検討課題になっているということを知っておりますので、ありがとうございます。

家児相の位置付けとかあるいは家児相と児相との関係とか、そういったことも是非、この報告の中に落とし込んでいければと思いますので、委員からお考えがありましたら出していただければと思います。ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

(事務局)

資料の訂正をお願いします。資料1の10ページなのですが、3行目の中央児童相談所の130万の人口云々のところですが、これは今170万以上いっていますので訂正をお願いします。

(議長)

はい、数字等の修正については、事務局で調整をお願いしたいと思います。他にはいかがでしょうか。全体を通じての感想でも結構です。

(委員)

情緒障害児短期治療施設という言葉が随所出てくるわけですけども、必要であるという言葉が出てきますが、私も必要だと思いますが、必要だということを裏付けるようなデータがあるのかなと思います。

例えば、現在でも本来ならば情緒障害児の子どもであっても養護施設であったり自立支援施設に入所しているといった、県内の全施設にどれくらい、この子は本来情緒障害児であり短期治療施設への入所が望ましいといったケースはあるのか、プライベートなことなので非常に慎重にしないといけないとは思いますが、どれくらいあるのか、そういった所を中心とした調査を行われたほうがより今後展開しやすくなるのかなと思います。

(議長)

ありがとうございます。そういう意味では、例えば報告書に情短施設が必要であると方向を書いた時に、その裏づけとしてのデータの集積等を今後図りながら、情短施設の定員規模などについて、考えていかなければいけないとか、そういう書き方にしていけばよろしいですかね。



また、施設が1か所でいいのかという問題もね。はい、わかりました。千葉県は面積が広いので1か所だけではなく、1つは施設について、1つは機能を持たせるということもあるでしょうし、それらも考えていかなければいけないということですね。ありがとうございました。

今のように方向をだしてその上で、例えば児相を何か所に増やしていく必要があるという形にして、何か所に増やすかについてはこれは今後の細かな数値がないと、我々は何か所とは言えませんから、それらの数値を出すために、こういう調査をする必要があるとかそういう報告のスタイルで考えていければいいかなと思っております。

確実に言えることは言うてしまうということにしましょう。他にはいかがでしょうか。

(委員)

新しい機能の中の児童家庭支援センターのことがあまり出てきていないのですが、前回のときに現在はどのような状況ですかと聞かれまして、現在では児相との関係はあまりありませんし、十分機能していませんと御返事をしましたけれども、この辺のことについて少し書き込みがあったり、あるいは展望について検討があってもいいのではないかと思います。

いわゆる厚労省からの通達文書もありますし、県からもお話を伺っているのですが、現場においてどう絡み合うかについてももう少し検討がないといけませんし、また児童相談所の機能を考えるときにやはり児童家庭支援センターの機能も併せて考えていくという方向性がでていくと思いますので、その辺も含めてもう少しの検討が必要ではないかと思えます。

(議長)

ありがとうございます。児童相談所の体制と相談体制の強化の時に児童家庭支援センターや県レベルでの家庭児童相談室を含めて全体的な絵を描いていく必要があると、とても大切な御指摘だと思います。今回の報告では抜けているところだと思います。他にはいかがでしょうか。

(委員)

どこから言ったらいいのかわかりませんが、論点整理の5ページ目の施設養護についてのケア形態の小規模化に関して、市川市のほうからこれに関する意見として、大規模施設は否定しているような意見とも受け取れるとありますけれども、これが何を言っているのかわかりませんが、もう大規模施設を否定していいのではないかと、基本は小規模施設で、その上で必要なものはどのような手当てがあるのか、ケア形態のあり方についてももう少し筋を出していいのではないかと思います。

それから6ページの自立支援、社会的養護よりの充実の所で自立支援ですが、1つは、自立を迎えた時期の援助というのがあって、それが大学進学とか自立援助ホームになりますけれども、基本は乳幼児期からの育ちというのが一番大事だと思います。

そうすると、自立の問題は全部に関わってくると思いますけれども、お聞きしたいのは自立支援に関して措置延長、国は20歳までの措置延長が可能だということになっていますけれども、千葉県ではどう実施されているのかということが1点ですね。

それから全体的な感想ですが、やはりもうお金をかけなければ工夫だけではとてもやっていけないことだということに思います。

(議長)

ありがとうございます。今、委員のほうで出ていた措置延長の話ですが、現実はどうなっていますでしょうか。例えば大学進学して施設にいて進学していたり、あるいは定時制高校などにおいて18歳を過ぎて子どもが施設にいたり、里親に委託されている子ども達で18歳を超えている子どもがいるとかというのはありますでしょうか。障害は抜いていいんですよね。

(委員)

障害は抜いて。

(議長)

はい。

(事務局)

そういう状況にですね、県の方も20歳まで見るということがあって、そういう方向がありまして県の方でもやっておりますけども、今細かいデータを持ち合わせていないので、次回までお示ししたいと思います。

(委員)

やっていれれば素晴らしいと思います。しかし、殆どの自治体ではやっていないですね。明らかに知的障害があって社会的な自立が困難であるということ以外は。大学、専門学校の進学では、東京、神奈川などではやっていないですね。

ただ大阪府ではやっています。その辺の自治体による違いと、それから1つ社会的資源のあり方について、人を増やしたり新しい施設を作ることも大事ですし、今ある機能をもっと活用することも方向としてあるのではないかと思います。

(議長)

ありがとうございます。整理をすると、20歳まで延長ができるのですが、例えば定時制高校に通っているなどの場合には制度内で行われているわけですが、高校を卒業して例えば短大、専門学校、4大に入った場合には、今は同居してもいいよという形にはなっている訳ですけど、それは措置を継続するというにはしていません。

大阪はそれを措置継続しているという形にしているということですね。つまり法律上は措置継続をしてもかまわない訳だけど、国としては措置費をだしていないということなので、それを措置費を出して国は出しているのですか、それは大阪府単で出しているのですか。きっと単独でしょうね。

国は、大学進学までは措置費の対象にしていなくても、府の単独でその部分を見るよという形でやっている話だと思います。

千葉県単独でやれないことはないと思うので、そうした方向も検討ができればなということですね。

(事務局)

措置費としてですね、20歳までは児相長が認めた場合はですね、児相長の権限でおけるということで、措置費としてみていただけるような制度改正にさせていただいていると私たちは認識していますが。

ただ大学とかですね、少し記憶のレベルで恐縮なんですけども、短大にいかれている方をですね、措置延長でやっていたというケースはございます。以上です。

(議長)

わかりました。私もそれは知りませんでしたので、大阪の事例を聞いたときは進んでいいなと思いましたが、もし千葉県でそれができるのならば、例えば淑徳にも児童養護施設の子どもたちが来ていますので、東京の施設から千葉の施設に措置変更していただいてそこから淑徳大学に通っていただくという方向もあるのかなと思ってですね、それは素晴らしいことだなと思ったのですが、本当にあるのでしょうか。花崎先生の所で例えば、それは措置延長なのでしょうか。

(委員)

いいえ、里親に委託しまして、里親から行っておりますので、そうではないですね。

(委員)

里親の場合は、里親個人の負担になりますよね。

(委員)

20歳までですかね。措置延長で20歳までですね。資金そのものについては里親さんが

負担するということになっています、生活費以外のことについては、

(議長)

それについては、大学進学に対して措置延長が行われているということですか。

(委員)

はい。君津児相ですね。20歳になりましたので、切れるということになるので、アパートを借りなければいけないと言っているのです。

(議長)

同居してもいい訳ですけどね。

(委員)

はい。ですけれどそういう話でしたから。20歳までということで措置してくださったのは君津です。

(議長)

はい、わかりました。特殊な事例であるとか、そうしなければ子どもの福祉が図れない特殊な事例とか。

(委員)

はい、これも施設からうちでホームステイをお願いしているところが里親に変更してということで、本人のより良い養護という意味では、里親に変更して、そして措置延長していただいて大学に行っています。

(議長)

なるほど、わかりました。そういった先駆的な事例もあるのですね、またそれも参考にしながらですね、それこそ自立支援の問題も考えていかなければいけないと思います。ありがとうございました。

(委員)

母子のほうですけれど、今現在、うちの施設では、18歳以上の子どもをですね。母子保護の延長ということで受けているんですね、自立支援上どうしても欠かせないケースであって、母子の養護も全ての施設で円滑に利用できたらなと思います。

(議長)

はい。やむ得ない場合という、それがなければ子どもの福祉が図れないという場合には、確かに延長ができることどの施設もなっているんですけども、そうではなく全ての子どもたちが大学進学の道が開かれるとかいうような、そのために措置延長ができるというようなことが次のステップかなと思います。

でも、そこに1つ穴が空いているということは、私は可能性があるのかなと思います。委員、母子生活支援施設の今後の方向とかですね、その辺のところ弱いように思ったのですが、その辺のところはいかがですか。

(委員)

そうですね、特に話題に出てくるところが論点整理の12ページになりますね。(4)の施設間の連携及びサービスの相互利用の推進というところなんですけど、サービスの相互利用の推進ということを考えていきますと、キーワードは、今現在子どもだけで入所している施設がどこまで親子で利用できるかというところであると思いますし、母子生活支援施設がどこまで子どもだけで利用できるのかなと思っています。

こちらの県立施設のあり方では、乳児院に親子寮を付設してはどうかとか、あるいは生実学校さんの自立支援のところでは、自活とか家族調整もしたいというような考えもありますけど、そういった形でファミリーソーシャルワーカーが配置されるなかであって、人だけではなく、そこで短期でも生活できるような建物がどこまで子どものほうの施設で作られていくのかなというところかなと思います。

連携といいますと重なり合って、どちらの施設、母子であって子どもだけの施設であっ

ても、このサービスはどちらでも利用できるというふうな部分があつての連携かなと思います。

母子のほうは現在の状況を申し上げますと、建物が老朽化していることと施設の定員が小規模のところがありますので、小規模というのは良い面がもちろんありますけれども、職員の数が少ないという決定的なことがある。

そして、児童相談所と福祉事務所の保護委託期間、措置期間が違うというのがありますけれども、そういったところがある程度改善されて、母子のほうでいけば、子育て支援センター、児童家庭支援センターあるいは自立援助ホームまでも付設できるような施設整備が大胆にできないかなと思っています。

(議長)

ありがとうございます。そういう意味では、社会的資源ですから、母子ホームのいわば整備の方向性、そういったところにも焦点をあてていかなければいけないということになるでしょうか。この報告の中に。はい。わかりました。

(委員)

今のお話に関して、これからの社会的養護というのは保護者との関わり、保護者への支援というものが欠かせないと思うのですが、そういうところが抜けているのではないかと思います。

(議長)

わかりました。自立支援というのは謳われているし、自立の大切さというのは謳われているけれども、保護者との関わりはどうしていくのか、あるいは保護者に対する支援、家族再統合も含めてだと思いますが、そうした視点が抜けているのではないかと、まさに御指摘のとおりだと思います。

これから、各論に入っていきたいと思います。今それで思ったのですが、論点整理の最初の所なんです、これは市川市さんからも指摘があつたんですが、なぜこのような社会的資源のあり方について体的な検討が必要なのかという視点と、基本的な理念が書かれていないことに気が付いてですね、この「はじめに」のところか「総論」のところですね、社会的な養護が中心になるかと思いますが、その現状の課題を少し整理し、例えば数が足りないとか、大規模施設が多くて子どもたちのQOLの向上が図れないとかそうした問題を整理して、そしてその上でどのような方向性を考えるのか、大事にしなければいけない理念、例えば、虐待の検証審では「子どもの命の最優先」とかですね、というような原理が千葉県でも出されているのですが、そうしたものを、いくつかの理念を、みんなの共通理解あるものとして書かれていますけれど、そうではなくて、それを浮き上がらせたほうがいいかなというふうに思いましたので、ちょっとその辺も議論しなければいけないのかと思いました。

それでは、まず論点整理の中身に入っていきたいと思いますが、今日は、社会的養護の問題全体を取り上げていこうと、児相の問題と県立施設のあり方については、次回回しにということで、社会的養護を中心とする社会的資源、里親も含めますけれども、そこについての御意見を、1ページ1ページやっているとお大変なので、そうではなく今日はまだ1回目ですので、全体的なここはこういうふう考えるべきだといったよう御意見を頂戴したいと思います。

理念としてですね、あげておくとういうことがあるでしょうか。全体な問題については、事務局のほうで打ち出すことができると思うんですけども、子ども福祉の最優先、子どもの最善の利益とか、それから自立支援とか、保護者支援を含めてということ。

(委員)

保護者支援とか子どもの支援に関わることなんですけども、母子生活支援施設版の自立支援計画表というのが、国から雛形が出されていますけども家族単位なんです。

虐待のケースとかやはりお母さんの気持ちと子どもの気持ちが相反するケースであるとやはりとてもじゃないですけど、家族単位の自立支援計画表ではうまく一人ひとりの支援が進

んでいけないんですね。

うちの施設では子ども一人ひとりの自立支援計画表、母親一人の自立支援計画表を作って支援にあたっているんですけども、家族再統合というのはとてもすばらしいテーマだと思うんですね。

でもやはりどうしても再統合が難しいようなケースもあるものでしょうし、何でも家族というのではなくて、一人ひとりの自立支援を進めていく中で家族の再統合が見えてくる、見えてこなければ一人ひとりのままの方がいいと思うんですね。そういった所を理念の中に入れていただくことはできませんでしょうか。個別支援の大事さを。

(議長)

わかりました、ありがとうございます。他にありますでしょうか。アイデアというか御自身の心情で結構です。

(委員)

今の川口先生のお話に関連するのですが、実は DV をやっていきますと家族の再統合ということはほとんど考えないんです。視点として。ここに来て家族再統合というお話が出たときに私としては非常に戸惑いのようなものを感じました。

ですから私としては、委員がおっしゃったように、家族単位とか世帯単位という考え方はもう捨てて、一人ひとりに対する支援にというものを、もし理念が入れられるとすれば、ちょっとでも入れていただけると、DV 家庭の支援がつながっていくと思います。

(議長)

ありがとうございます。とても大切な視点ですね。

(委員)

いわゆる子どもの権利条約の最低理念というのがある訳ですけども、家庭の問題を捉えるときに、私たちはどうしても子どもをどう捉えるかという視点がないとうまくいかないと思うんですね。再統合の問題がでましたが、これを国が挙げているのは、もしかしたらいわゆる先進諸国で家庭に帰すと里親に帰すというところを最終目標に上げているというところが、1つのターゲットになっているのかなと思うんですけども、そのためには、家庭を支援する周囲の支援網がきちんと出来ている中で家族再統合があるというふうに思うんですね。

ですから、里親の時もいつも思っているのですが、私たちが一番しなければならないのは一般社会の中で子どもをどう捉えるか、それから養護児童になってしまったこの子どもをどう見るかというそういう視点を開拓していかないと、制度だけがあったとしてもなかなかうまく進んではいけないだろうということもあるんですが、大変大きな問題で、では何をしたら良いかというのが来るんですけども、しかし、理念としていつもそれを持っていて、そして何らかの働きかけをしていかないといけないのかなというのが 1 点いつもあることなんです。

ですから、教育の場、例えば校区の場でいろんな所で子どもをどう捉えるかという視点をしっかりしていくということと、それから家族支援について、再統合はやはり子どもにとって何が一番いいかという所を考えてみると、子どもはどんなに虐待されても親の所に行きたい、親を心配するという思いがあるので、これを大事にするという視点から言えば、やはり家族が統合していく所に最終目標を挙げるということになってくると思います。

ですから、施設にしても里親さんにしてもそちらの方向にしている訳ですけども、再統合をしてやはり家庭に帰さなければよかったというケースはざらにあるわけで、やはり両方、家庭に帰すとしたら家庭の支援をどう組み立てていくかという所をやっていかないことには。

今、委員もおっしゃるように、一人ひとりのところでとまっていかなければいけないと思います。

まずは一人ひとりを見るということ、そして家族がだめならそこでとどめておくという方向はこれでいいと思いますけども、しかし、再統合するという目標は、最終理念としてあ

てもいいんだろうと思うんですね。

そのためには、さらに進んだ支援組織がなければやっていけないという所がありますので、そこまで進めるかどうかの問題ですけど、やはり最終理念としてはあってもいいと思います。

(委員)

同じような考えですけども、基本的に理念といった場合には、子どもの立場にたって、制度、しくみを考えていくということが一番大事なことなんですね。それから親、子ども、個々にということもありますけれども、やはり親に代わり得る存在というのはなかなかない。

今の施設環境を見ると、ここで生活するのが本当に望ましいのかというふうにも思いますので、そういった意味では、現実には、難しいケースがたくさんあるし、適当でないケースがあるけれども、理念としては家族再統合を目指すということはとても大事な方向ではないかと。現実の難しさ、もちろんあると思うんですけども。

子どもの立場にたって、今の施設の環境が本当にいいかということになるかどうか、我々が考えてそこに子どもを入れるっていうわけではなくて、QOLという言葉でもいいですし、豊かな生活、それから安定し継続的した人間関係の保障というのは基本になると思います。

(議長)

ありがとうございます。今、家族再統合の話が出ておりましたけども、子どもの立場からといったときに、自分を虐待した親、自分を捨てた親を自分の心の中でどう整理するのか、これもいわば家族再統合の話になってくるんじゃないかと思うんですが、再統合というのは一緒に暮らすことだけを意味しているのではなくて、近くに住みながらも自分の心の中で、自分の家族というものを整理してそしてつながれると、という情緒的につながっていくという関係を家族再統合と考えていけばですね、子どもを視点に考えれば、子どもはその家族と捉えられるというそういう視点での再統合というのは、私はとても大切な課題だと思うので、一緒に暮らすという意味での再統合ではなく、再統合の定義の問題になるかなと思いました。

(委員)

再統合そのものは問題ないと言いますが、最終的な理念としては良いのですが、里親とかをやってますと虐待を受けた子どもを預かって、それは子ども側からで再統合しているのではなくて、やはり親権という法律的な、あるいはそういうものを盾にとる親の立場というかそういう形でいく事が多いんですね。

ですから再統合というのは見た目はきれいですけども、実は親の側の強権発動による場合についても対応していただきたいなと。

理念としては、基本的に問題ないのですが、そういう部分が出てくる可能性もあるということですね。

(事務局)

実はこの家族再統合につきましては、家族関係支援調整プログラムということで、再統合というような言い方をしますと、再統合を前提に考えるのではないかという意見がいろいろございます。

家族再統合を研究していただく委員会の名称を家族関係調整支援プログラムということで、この3月から立ち上げていきたいと考えております。小木曾先生とかあるいは児童養護施設の協議会の会長さんに委員なっていただいております。

総論部分で、ちょっと気になっているのは、先程委員さんの方からも乳幼児からというようなお話がございましたけども、次世代の中でも子どもと子育て家庭の育ちを支えるという観点が理念として出されています。

それで、社会的資源のあり方というふう考えたときに、今中心的に議論させていただいているのが、要保護になってしまってから対応というのが中心的に議論していただいているんですけども、もっと地域で、その前に支えるような部分でですね、子育てという部分で少し、入っているんですけども、総論部分ででも、その辺を御考慮いただければと思いますし、

そういった方面をもっと厚く位置付けていていただくことも必要ではないかなと、思っております。

(議長)

ありがとうございます。事務局のほうからとても大切な御指摘をいただきました。後半の部分ではですね、児相を中心としながら児童家庭支援センター、家庭児童相談室あるいは、地域の子育て支援の社会的資源を含めて、相談体制をどう作っていったらいいのかという議論があることになりますので、そういう意味では総論の所ですね、次世代育成支援の理念を含めるということはとても大切な、我々も見落としがちなところかなと思いました。ありがとうございました。他にはいかがでしょう。

子どもの視点でということでお話もありました。それから家族再統合という言葉は使うかどうかは、ちょっともう1つの調整支援ですか、というような言葉にしたらどうかというような議論も県庁内であるようですので、それも含めてペンディングにしておいて、意図してはこういうことなんだと、その言葉を使うかどうかは別にして、意図としては今日議論にあったことなんだということで了解ということでよろしゅうございますか。

はい、あと、私が子どもの視点でと言うときに、子どもがなぜ社会的養護の場に置かれるのにかっているのはやはり子どもの事情ではなくて大人の事情なわけですから、その大人の事情で置かれた子どもたちのQOLを図るとするのはやはり公的な責任の問題なんだろうと思います。

そういう意味では、それこそ本人の責任で入るような、言葉は悪いですが、刑務所や少年院といった所の処遇とはやはり別に考えなければいけないということは指摘しておきたいと思えます。

その部分色々な御意見があるかと思いますが、次回この部分、少し膨らませて改めてディスカッションをしたいと思えます。全体を通じて何かございますでしょうか。

(委員)

委員がこの間おっしゃったんですけども、前に伺ったかもしれませんが、レスパイトケアを里親としては使いにくいと御指摘されたんです。

それでは、例えばどういうふうにすれば使いやすいのかというのを伺ってよろしいですか。

(委員)

はい。レスパイトケアを施設の措置変更みたいなイメージ考える場合があるかと思うんですね。施設の方に何日間というふうに。里親の年に6日間というのはいわゆる会社の有給休暇みたいなイメージなんですね。

本来そういうものよりは、むしろ例えば風邪を引いたとき、家の方に来て料理を作ってくるとか、そういうふうに支援的に機能してもらえるといいと思うんですね。

なにかこう、疲れちゃったから休暇が取りたいというような形では、子どもの養育の中であまり考えない。たしかに、そういうこともあるのかもしれませんが、どちらかというとなりに多いのは、やはりお母さんが風邪を引いたとかというようなときに、ただ急にレスパイトで人に預けるということがしにくい、する場合でもそんな急には対応できないというような制度のあり方があります。

それからもう1つは、やはり愛着関係がせっかく出来てきたときに、調子が悪いからとかどこかにいくからということで、施設なり愛着関係のないところに預けていくということは、子どもにとってもよくない状態が非常に悪くなってまた始まるということもあるものですから、できることであれば自宅に支援に来てくれるとか、あるいは知り合いの中でそのようなことをやってくれるとかですね、そういうことです。

(委員)

国の通知ではレスパイトケアは、理由なしに年7日まで使えて、理由があったらそれこそ

一時保護でもいい訳ですよ。だから、息抜きのために活用するのが本来のレスパイトケアで、今里子はけっこう大変な子が多いですし、そういった形レスパイトケアがあっという間と思います。特に理由なしの。

それから、一番良いのは、普段から関係のある所に預けるのが一番いいですね。他では、里親同士で預かっていると聞きます。

そういう意味では里親同士の連携が大事で、普段から交流があれば、預かってもお泊りにいくくらいの感覚でいけますからね。

施設を活用する場合は、里親家庭・子どもが一番恐れるのは施設に戻されることですので、そういった施設を利用するときは、十分に説明をするなどの配慮が大事ですね。レスパイト先がどんな所があるか、近くの人もということであれば\*\*ですけど。

(議長)

はい。子どもが行くのではなく、子どものいる場に来てくれる、そういうシステムが必要なんだということですね。他にはいかがでしょうか。社会的養護部分全体を通じて何かありますでしょうか。

(委員)

3ページの人力舎のコメントが上にありますが、この中で職業里親という言葉が出てきますが、大変混乱して使われている。

ここでは里親を専門的にやる職業里親、人力舎で提案しているのは自立支援のなかで、自立していく過程で仕事の関係、就職との関係ということでの使い方となると思うんですね。非常に紛らわしい部分であります。

(議長)

ここは、職業指導里親ですね。里親の養育に関する最低基準という職業指導里親の形で、他のところに出てきているのは職業として成り立つ里親さんということなので、使い分けをしていただければと思います。

(委員)

前回か前々回だと思うのですが、4ページにあると思うのですが、児童養護施設の分園の働きと里親型ファミリーホームの働きについて、これはどういうふうに、統合が図れるものなのか、施策的に1つにできるのかどうかを検討する必要があるのではないかという御提案だったんですけど、里親型ではなくて分園型にしましても、施設の中の御夫婦がやる場合があるわけです。そうすると里親型のファミリーホームと全然変わらないということになってます。

だけど制度的なもので、措置費の額だとか支援の体制が全然違ってくるということになりますので、この辺は是非検討に値するものだと思います。これが一緒になりますと施設と里親との関わりということに対して、もう少し窓口というか糸口というのかわかりませんが、強くなるよう思いますので、ここは是非、県単位か国単位かわかりませんが、県に考えてもらいたいということを提言しておきたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。制度統合については今後の課題ということになりますけども、少なくとも公務員格差是正と同じように、児童養護施設の分園と里親型ファミリーホームの補助の格差是正は考えていっていいだろうと思います。

この格差是正については、色々取り上げていただきたいと思います。制度統合も今後は県として考えると、国の制度とそれから県のほうで統合するというやり方もあり得ないわけではないので、考えてられるかと思います。他にいかがでしょうか。

(委員)

これは何か制度を作るとか、グランドデザインに関係することではないんですが、一方で児童養護施設の現場では児童自立支援計画ですね、片方で自立援助ホームあるいは自活寮、



自立寮という形を取り入れているわけなんですけども、そこに一貫性がないんですね。

もう一年もすれば高等学校を卒業して社会的に自活していかなければならないから、自立寮に入れてそこで一番大事な食生活をなんとか自力でできるように一生懸命料理を教える。自立支援計画との一貫性が、そこでは途切れてしまうんですね。

自立というのは、幼児の自立を踏まえて児童期の自立があって、そして思春期の自立があってとその自立を積み重ねて初めて社会的自立が成り立つのだらうと思いますが、何かその所の一貫性が欠けていることが、現場では何か混乱状態と思います。

(委員)

それについては分園型の自立援助ホームというのがあって、それに対する援助ができていますね、ですから施設の中で自立援助が必要な子ども達、つまり出て行く直前、あるいは1年前の子ども達に対して、そこで1つの場所があって、そこでおっしゃるようなことお訓練するというようなことになっておりまして、うちではそれをやっておりますけども、いやそれは制度的にあるということです。

(委員)

確かに制度的にはそういう形になっているのですが、何か竹に木をつむような形で施設生活そのものがそれぞれの年齢の自立を支えていくはずなんですけども、ある時、ある年齢、ある時期に来て突然、自立指導だという捉え方をしている部分が、結構訪問している中で目になっているんです。

(議長)

ありがとうございます。それとの関連で言えば、児童養護施設における自立支援と自立援助ホームがありますね、そこが切れているという問題がありますね。自立援助ホームも県内で2ヶ所しかないという状況ですから、もしそれを考えるならば、例えば、児童相談所管轄区域内に1か所ずつ自立援助ホームを作るとかというような事も視野にいれて、そして自立支援について各児相単位ごとに考えていけるような仕組みを作っていったらどうかと。

前の人力舎の高橋さんの意見でも、1千万円あれば増やしていけるというお話もありましたので、そういう意味では各児相ごとに1か所専用施設を掲げるといったようなことも考えていいのかなと思いました。

もう1つは、児童養護施設と自立援助ホームで格差是正というものがある。施設と事業ということなんですけども、ここも格差がありすぎるといった問題があるかと思えます。そういう意味での制度ごとに格差がありすぎてでこぼこになっているということ、なるべく同じような機能を持つものならそれはできるだけ均していくという視点が必要なのかなと思いました。

(委員)

1ページのところなんですけども、総論の下から6行目にあたりからなんですけども、いろんな方々のヒアリングをお聞きした上での改めて思うことなんですけども、社会的養護の今後の需要予測というところがありますけれども、そのあたりのところがこの表現だと、ちょっと幅がせまいのかなという文章に受け取られるんです。

児童養護施設や里親等の整備計画という文字が入っていますけれども、もう少しいろんな各施設の整備計画を、母子も乳児も全て作るべきじゃないかなということと、次の行の子どもたちの特性に応じて子どもたちの選択肢を増やすことが「将来的には」と書いてありますけれども、これはやはり今必要なことではないかと思いました。

この辺の文言の整理が、もう少し幅広く伺えるような形が良いのではないかと思います。

(議長)

ありがとうございます。この「はじめに」と「総論」のところは、先程申し上げましたように、子どもたちが置かれている現状や子育て家庭が置かれている現状というものを簡潔に整理し、そしてそれを改善していくのは待ったなしだということで、思い切った改革を進め

ていかなければならない。

そしてそのためには、こういう視点を理念として掲げる必要があるという書き方で進めていければと思いますので、その中で今おっしゃられたような将来的ではなく今待ったなしなんだという視点です。ね書いていただくことに、事務局にお願いする形になると思うんですけど、もう待てないよという話を入れていきたいという御意見には賛成したいと思います。

(委員)

今、議長が的確に言っていたいたんですけれども、この総論の部分を見ると、5～6行目の、「このため今後は、」下から5行目くらいの「今後、」それから「将来的に」とありますが、今待ったなしだということをもっと明確にするのが良いと思います。

(議長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。養護のほうの、里親の問題も出ていましたが、施設養護についてはいかがでしょうか。私1つ思うんですけれども、事情がわからないので委員にお伺いしたいんですが。

県立施設は老朽化でどんどん立て直すということなんですが、民間の施設は例えば小規模ケアを進めていくということになると建替えとか施設内の改築とかですね、していかなければならないということになるんですけれども、その辺は県内の施設というのはどんな状況なんですか。

(委員)

そういう点では、申し上げたいことは一杯ありますが、いわゆる新しい体制を取っていこうという所はないわけではないんですけれども、資金的な問題があって出来ないということはすべてのことに言えることです。

これに対する多少の援助という形での厚労省からの通達もあるわけなんですけれども、とても追いつくものではありませんので。

新しい制度、例えば小規模をやっていくためには、建替えではなく小規模の場合は借り上げるか、あるいは作るかという形になる訳なんですけれども、それもお金がないとできないと。

それと私たちもグループホーム化・小規模化をやりようと思いましたが、これについてもやはり借金をしないとグループホームが立ち上げられないということもあり、今回はあきらめということもありました。

それから在宅支援センターも自立援助ホームも、前回におっしゃっていただきましたように必要性は高まっていて、どこの施設も付設したいと思いはある訳なんですけれども、ただ一年間は自費で全部やっていかなければいけないとなりますと、これはとてもじゃないけどできない。

これをどういうふうにするかっていうと、やはり借金をするなり寄付もそうたくさんはつかめないということになりますと、この辺がとても大きな支障となります。

先ほど委員がおっしゃったように、もう心を決めてお金を使うというふうに考えていただくと、もう少し制度的な問題が前進するのかなと思います。

前進する方向としては、やはりこういうところできちんとまとめたものに従ってやるということになりますけれども、しかしいずれにしても、そういうものに対しては大きな障害であるということには違いありません。

(議長)

わかりました。施設整備が理念的には進めるにしても、改築しなければならないんですけれども、そういうことの必然性がある、つまり、新築ばかりだったらあまりなかなか難しいと思いますが、ということはいかがでしょうか。老朽化しているところもありますか。

(委員)

あります。老朽化している所も中にありますけれども、老朽化でなくとも中を改築しないと、ユニットケアができないという場合がありますので、必要性が高まっていると思います。

(議長)

委員、たしか東京は今、ユニットケアか小規模化を一斉に進めているんですけどよね、児童養護施設で。

(委員)

はい。

(委員)

そういう動きというのはないんですけども。しなければならぬという理論的な動きはあるわけです。

(議長)

そうしますと、例えば緊急整備計画かなんかでですね、何カ年計画みたいな形で、施設のユニットケア化を促進する計画を例えば県の方で作っていただいて、そして3年なら3年、4年なら4年のうちに小規模を作り、それから施設内をユニットケア化するというようなことを、できるかどうかはわかりませんが、また事務局に相談という形になりますが、そうしたものを進めて行くということについては、例えば大規模施設も大事だという意見もありますけれども、こういうところは千葉県児童福祉施設協議会さんとしてはうまく乗るんですか。

(委員)

個人の意見として申し上げますけど、どの程度、県が計画を立ててくれてそれに乗れるかということになりますと、すべての施設がそれに乗るとは思いませんけども、しかし半分くらいの施設はそれに乗るような意識を持っていると思いますので、できれば。

(議長)

もし、そうだとすると、少し政策誘導を図って、例えばこういう条件で改築なり、新築なりするならば優先的に施設整備を行うよというようなインセンティブが働くように、そして小規模化を進めていくというようなことはできますよね。

(委員)

そうしていただけるならできると思います。結局作ってしまえば、措置費は出していただけるわけですけども、整備をするまでのお金がないということがあるわけですね。そこへの配慮があれば進展していく可能性はあると思います。

(議長)

そうしますとね、小規模化、ユニットケア化については行政が誘導していくことになるんですけども、今まではそうではなくて、民間のそれぞれの施設がどう考えるかで施設の建物計画を立てて、そしてそれに対して、補助するかしないのか、ちょっとお金が足りないから削ろうよという話でやってきた訳ですが、そうではなく、いわば上からいくような形になるわけですが、インセンティブが働くような仕組みで改築を促していくという形になるんですが、その辺についてももし可能性があれば、政策誘導をこちら側から引っ張っていくという手法をとるとということもあり得るのではないかと思います。

(委員)

それについてはですね、例えば国の政策としてこういう形がおりてきている訳ですよ、それを県が推進しようとしている訳です。それに私たちが入れていただいてこういう会が出来ているということが一つありますので、ここで単に上から来るということではなく、私たちの意見もそこに入っているということは諮られる訳ですから、これに従って少し行政的な対策があってもこれは前向きなものであれば、それはそれで良いと思います。

また、そういうことがなければ進んでいけないという部分もある訳ですから、そこで単に上からものがおりて来るという形ではなくて、この委員会が機能していくことが1つの支えになっていることだと思います。

(議長)

なるほど、わかりました。それでは、そういう方向性も視野に入れてよろしいですかね。

では、とても大切な視点ですが、この委員会が中心になりながら子どもたちのQOL、福祉の向上ということを考えて、少し政策誘導的な方向を県のほうに期待をするという視点。とても大事な視点だと思います。他のところにもそれは出てくることだと思いますけども、ありがとうございます。

では、施設養護については、今申し上げたような方針を確認をさせていただきます。

それともう1つはこの施設養護については、ここではあまり量の問題があまり出てきてはいないのですが、里親も含めて従来から議論になっていた要保護児童の需要予測ですね、その辺も必要だと、そして需要予測に見合った施設養護、里親養護の整備計画を立てていく必要があるといった視点は、是非ここにいれておいていただければと思います。

他にいかがでしょうか。里親についても、里親については次世代のほうで20%って出てたんですね。従って全体のキャパが増えれば里親も増えていくということになると思います。他にはいかがでしょうか。

(委員)

20%の問題もやはり需要予測と関係があると思います。施設のほうが満杯だから結果としてその20%というのではなく、需要予測の結果里親を増やしていこうというようなこと、その比率をいっばいだから結果としてではなく、計画性が必要だと思います。

(議長)

ありがとうございます。そういう意味では、今後の作業として事務局にお願いしたいのは、いくつかの仮定を置いていただいても結構ですので、仮定を置いたり近県との比較も含めて将来的な、粗い需要予測で構いませんので、そこが明確になると、大学進学率の問題も需要を高める要因であること、自立支援を図っていった大学進学率を上げていけば、施設の子もたちは長くいることになるのですから。

それも需要を高めるようになるというようなこと全てを少し考慮に入れていただいて、需要予測を立てることを検討をしていただければと思います。他にはいかがでしょうか。

(委員)

自立支援のところですが、制度、大学、奨学金、職場の記録等様々な問題があるんですけども、一番子どもの自立支援で困っているというのは、資金の問題、子どもが学校に行きたくても行けないとか、保証人の問題もあると思います。

これはどこでもいつでも出ているんですけども、なかなか身を結ばないですけども、この辺の問題をもう少し何か実現可能な方向にできないだろうかと思っておりますので、検討するべきではということではなくて、作っていかなければならないというように考えていただきたいと思っております。

これは多分、施設も里親もいわゆる実親でない場合は、必ず保証人や資金の問題にぶつかるわけですので、その辺のところを書き換えていただきたいと思っております。

(議長)

はい、ここは知恵だしの部分だと思いますね。是非、我々も知恵を出して、例えば母子貸付金、あれなどに修学資金はありますけども、あれは母子家庭の方ですね、修学資金を本人がつまり18歳の時に母子寡婦福祉資金から修学資金を例えば借りられるとか、そういうものを子ども本人が借りられる仕組みとかですね、そうしたら保証人はいない訳ですから。

その他いろんな知恵を出していかないとならないと思っておりますので、事務局の方もすみませんが少し知恵を絞っていただければと思います。

我々も先進地の事例だとかもしわかっていることがあったら、紹介していただければと思います。

(委員)

自立支援のところの理念みたいなこととして、やはり生活の基盤が弱いですね、だからこそ資格を取るとか学歴を保証するとかというのは必要だと思うんですね。

一般の子どもの進学率はこうだから大学の費用も出ないという形ではなくて、そういう子だからこそ必要だみたいなことがあるといいと思います。

(議長)

それで思い出したんですが、今もあるかどうかはわかりませんが、県内の人が介護福祉士の資格を取るときに奨学金が出るというような制度が、たしか社会福祉士もあってですね、以前うちの大学に適用できないかと考えたことがあったんですが、もしも例えば県内の児童養護施設を出た子どもたちが大学に進学するとき、国のほうで大学へ進学するときの入学金くらいは今度出せるんでしたよね。あとは授業料の話になるんですけども。

その授業料について貸し付けられるような仕組みを、他の既存のものから枠を広げると、養護の子どもたちに出してよというような形で広げるような工夫をしていくことができないかなと。是非これは考えていっていただきたいなと思います。

(委員)

貸付制度というのが役に立って、資格を持つ形でいいと思うのですが、僕自身は、18歳でも20歳でもいいけれども、家庭から家庭に暮らしている子どもと施設・里親の下で暮らしている子どもとがその時点では、対等の立場とかチャンスとかあるのが必要ではないかと思います。

アメリカではヘッドスタートというのがありますが、それと同じように社会的養護では、フェア・スタート、やはり公正・公平なスタートを、その後はなかなか見きれないこともありますけども。社会に出る時点では、できるだけ多くのチャンスを与えるようなことが必要ではないかと思います。

(議長)

ありがとうございます。今のフェア・スタートいただきましょうか。それこそ、社会福祉法人と企業のイコールブッティングの問題が出てきていますけど、同じですね。社会に出るところで平等に出たらいいのではないかと、それは子どもの責任で施設に入っているのではない訳だから、そこで平等になっていいんじゃないかとか。車の免許とかそうだと思いますし、そういう視点というのは理念の中に入れておいてですね。

だからこそ後のほうに出てきますけども、車の免許を高校時代を取るための資金が必要ではないかといったようなことが出てきますので、それを裏づけするフェアスタートというのは是非入れていきましょう。はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(委員)

文章の問題で今気がついたんですが、みんな検討すべきではないかと言うふうになっているんですが、むしろ検討すべきであるともう少し踏み込んだ、どちらでもいいような表現ではなくて、絶対しなくてはいけないというような言い表し方がいいのではないかと思います。

(議長)

これは論点整理なので、そっちのほうへ行くべきか行かないべきかことのペーパーなので、もう行くべきだという議論であればそこは必要であるという形になります。

論点整理はそうではなく、どうすべきかということでの方向性を出すということはまさにそういうことではないかと思います。

(委員)

先程、養護施設がいっぱいだから里親さんのほうへというお話がありましたけども、児童相談所としては承諾書の形で児童養護施設か里親さんかを並列に並べてありまして、それで保護者の意向は確認しているんですね。

ただですね、里親は子ども取られちゃうような思いがするからいやだという親に対してですね、里親制度とはこういうものだと言明をして、それならという所まで時間をかけられないところにネックがありそうですね。現場の所長さんの現状としてはいかがでしょうか。

(中央児童相談所)

委員がおっしゃったように、現実問題として施設がいっぱいですので里親はどうですかと、けっこう里親に反対する親御さんもいらっしゃいます。それですから、保護時に時間をかけてこの子は里親の方が良いと判断した場合は、保護者の方に時間をかけて説得いたします。

(議長)

はい、よろしいでしょうか。先程、委員の方からありましてけども、これは論点整理なのでどちらの方向に行くかはわからないけども、このことについて議論することが必要だねということが書いてあるんですけども、基本的には、すべきではないかという所をすべきであるというふう書き換えをするということになる訳ですけど、基本方向ということになるとですね。

今までは、どっちにいてもいいよという話だったんですけども、そこは今の段階でお気づきになられたことで、これはこういう方向に行くべきではないというようなことがもしありましたら、出していただければと思いますがいかがでしょうか。

できたら検討するというのもですね、なるべく少なくして、そしてその方向に行くということですね、具体的には、例えば児童相談所を増やすとしたとしても、何か所増やすかというのは具体的な検討をした上でないとわからないわけですから。でも、増やす必要があると、その話は次回になりますけれども、そういう方向のペーパーにできればと思います。

(委員)

自立支援のところで、公的保証人制度が必要と、なんか里親関係で議論してた時に、公的保証人制度があるようなお話を聞いたことがあるんですが、それでもなぜ使わないかという、里子であるとか施設から出たという身分がばれてしまうからという事情があって使っていない、ということ聞いたんですけども。

公的保証人制度というのはないんですか、あるように聞いているんですけど。

(議長)

公的保証人というかですね、けっこう弁護士さんが今なっているんですけども、あれは公的保証人という形でなっているかはわかりませんが、ちょっと調べて来ていただいてよろしいでしょうか。

(事務局)

これについては、各自治体の方から国のほうに要望等を考えているんですけども、公的保証人という形ではまだ確立されていない状況ですね。もちろん千葉県でも養護施設の施設長が実態的には保証人になられているという報告も受けておりますけども、これについては対応は今のところは出来ていないという状況です。

(議長)

たしかそうなった人が、例えば子どもが家賃を滞納したまま出て行ってしまった場合で、その保証人が対応しなければいけない場合に、いくらまでなら保証すると、公的に保証するという制度はたしかできたわけですね。

(事務局)

それは、国のほうで行っているモデル事業ということで、全養協がしている制度であると聞いております。

(議長)

はい、わかりました。今ある制度をもっと広げて公的に保証人がやれるような仕組みにしていくと、自立援助ホームを出た子どもたちにも必要ですよ。はい、ありがとうございました。

まだまだ御意見はあるかと思いますが、もう一回、児相と公的施設についてのディスカッションがありますので、その折にでも、今日御覧になっていただいて、御意見がありましたら出していただきたいと思います。

それでは今日の議事を終了したいと思います、その他というのがありますが、何か事務局のほうからございますか。

(事務局)

次回の日程ですが、3月23日午後3時から県庁の中庁舎3階で開催いたしますので、よろしく申し上げます。

それから今お配りしているものは日程調整ということなんですけども、4月の検討委員会開催を1,2回程度ということで考えておりますが、4月の2週3週目で1回、2回を開ければと思っています。

それと前回、社会的養護の検討部会をですね3月の下旬に開催したいということでみなさんの日程調整をさせていただいたんですけども、定足数に満たなかったものですから再度、4月の最後の週に開催したいということで、もう一度日程調整をお願いしたいと思います。この表は3月10日までにFAX等でお送りいただければと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

(議長)

はい、ありがとうございます。これは4月の最後の社会的養護検討部会に我々の報告を上げて、最短だとそうなるということですね。ちょっと大変かもしれませんが、また皆様方の御協力を願わなければと思います。

委員の皆様から何かございますでしょうか、よろしいでしょうか。

ないようですので、それでは以上を持ちまして、第9回の委員会を閉会したいと思います。どうも皆様方には年度末のお忙しいところありがとうございました。

次回もよろしくお願いいたします。

(事務局)

委員の皆様にはありがとうございました。以上をもちまして、第9回社会的資源あり方検討委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

# 千葉県における社会的資源のあり方に関する論点整理

## はじめにー

近年、児童虐待の増加や家庭における養育力の低下等、児童や家庭を取り巻く状況が大きく変化し、また、要保護児童のケアや児童虐待への取組みが十分ではないこと等から、要保護児童に対する社会的養護のあり方についての総合的な対策が求められている。

このような中、県では、本年度、児童の養護に携わる関係者及び学識経験者等で構成する『社会的資源あり方検討委員会』を設置し、色々な立場から、また専門的な見地からの意見や提言等を踏まえ、今後の県の施策に反映するとともに、新たな状況に対応した社会的養護システムの構築を目指すこととしている。

この提言は、テーマは社会的資源の検討ではあるが、短い期間だったこともあり、社会的養護を中心に検討しその方向性を確認するとともに、論点の洗い出しを行ったものである。

従って、今後検討を進めていくなかで、子どもの養育における社会的資源の重要な機関である児童相談所等の相談援助機関や在宅子育て支援事業等についても、議論を重ねていきたいと考えている。

## 【総論】

現行の要保護児童対策は、児童養護施設などの児童福祉施設への入所を中心としており、児童虐待の増加や家庭における養育力の低下等複雑化した現在の児童や家庭を取り巻く状況に対応することは困難な状況となっている。

また、現在の大部分の施設養護は、大きな建物で入所児童と一緒に生活をするという大舎制方式をとっている。

このため、今後は施設中心の養護システムから家庭的養護（里親制度等）への移行の推進や、施設養護にあっても、大舎制からケア形態の小規模化を進め、家庭的な養護体制の導入を図ることが必要と思われる。

また、施設と里親が相互に連携し、施設は施設が持つ専門性やノウハウを高めるとともに、里親をサポートしていくことも必要ではないか。

社会的養護の今後の需要予測と、それに見合う供給体制の確保について研究し、今後、児童養護施設や里親等の整備計画を作るべきではないか。

さらに、将来的には里親や施設だけでなく、子どもの特性に応じた多様な選択肢を増やすことが必要ではないか。

こうした視点に立ちながら、今後の子ども達のための社会的資源のあり方について考えていくことが必要である。

家庭的養護への関心が高まっているのは望ましいことである。ぜひ具体的な計画にまで落とし込んでいただきたい。（里親会 - 表）

施設と里親と児童相談所の連携が望まれる。現在は施設と児童相談所、里親と児童相談所というように分離されており、受託する側の里親と施設の交流は少ない。受託する側の共通の課題を探りたい。

（里親会 - 表）

家庭的養護の重要性は理解できるが、その半面、大規模施設を否定するような意見とも受け取れる。里親や小規模施設は、どのような点が優れているのか、どのような児童を養護することにメリットがあるのか、（論点整理）では画一的な判断としか読み取れない。（市川市 - 表）



児童を養護するという点については、非常に年齢とか発達各段階で非常に難しい部分があると、そういった中で、やはり里親や小規模施設だけでは受入体制の問題が出てこざるを得ないのではないか、大規模施設にもこれから大規模施設からの移行ということではなく、やはり大規模施設のあり方を検討し、その施設は大規模施設としてはやはり必要ではないか。(市川市)

里親や小規模施設の重要性など家庭的養育の重要性などは、子どもの成長や発達段階という視点から論じられるべきものではないか。(市川市 - 表)

「千葉県における社会的資源のあり方」という設定について、少し抽象的で間口を広げ過ぎているのではないか。論点の整理等を見ても、ここで論じられている内容からしても「社会的養護のあり方」といった方がわかりやすいタイトルになるのではないか。(千葉県児童福祉施設協議会)

専門里親の委託率が極めて低いのは、欧米の形だけを導入しても、背景にある社会的な慣習あるいは風土、あるいは法的な整備が伴っていないという日本では、少し無理があるように思える。

(千葉県児童福祉施設協議会)

「あり方」という方向性だけでなく(勿論すべてに関することですが)具現化していくためにさらに踏み込んだ提案、すなわち行政の財政的な支援体制にまで言及・提案していただきたい。(千葉県児童福祉施設協議会 - 表)

委員会でも官民格差の是正というようなことを取り上げていただけると大変ありがたい。(千葉県児童福祉施設協議会)

児童のニーズやその必要性を鑑み、保護及び生活型子ども支援を実施しているNPO法人への措置の可能性を模索することも検討できるのでは。(人力舎 - 表)

## 1 家庭的養護(里親制度等)について

### (1) 里親制度の普及・活用

里親制度が普及しない原因のひとつとして、制度そのものが知られていないことがあげられる。このため、制度への理解を深め、普及していくことが必要であり、そのためには、高校や大学などの学校教育の場で里親制度についてとりあげることや、社会全体で子どもを育てると意識の醸成も必要である。

また、地域の中で子どもを育て合う事業であるファミリーサポートセンター事業等を推進していく中で、里親への理解を深めていくことも重要なことではないか。

里親制度が知られていないだけでなく、地域や学校によっては里親、里子への偏見があり、いじめの対象になることもある。このことから里親であることを隠しているような現実があることを認識してもらいたい。(里親会 - 表)

里親制度を一般県民に周知するために、児童相談所や児童福祉施設をはじめ、県や市町村等関係機関が連携し、様々な機会を通じて広報に努め、特に里親月間にはマスコミ等を活用して集中してキャンペーンを行ったり、一般県民だけではなく、民生委員など地域を支えるボランティア等にも積極的に広報活動を行い協力を得るなど、行政機関による普及に対する積極的な取り組みが必要ではないか。

一般に周知されていないだけでなく、里親さんの待遇の改善、何かあったときにどこでどう責任をと

るのか、といった制度上の見直しが具体的に示されれば、変わってくるのではないか。(市川市)

里親制度の普及及び委託率を向上させるため、千葉県次世代育成支援行動計画に掲げる数値目標(平成21年度末までに、登録数を320組、委託率を20%に増加)を達成するため、親族里親や短期里親への呼びかけ、さらには、職業として成立するいわゆる職業里親の創設についても検討する。

また、児童と里親をうまくマッチングできるスタッフの養成について検討したり、また相談機能をもつ「里親支援センター」の設置を検討する必要があるのではないか。

提案されている「里親支援センター」をぜひ実現してほしい。(里親会 - 表)

就労の場を与えてくれる雇用先を自己開拓しているという状況なので、職業里親との連携というのが今後充足していくと非常にやり易いのではないか。(人力舎)

千葉県では、養育里親に養子縁組を希望する里親が含まれているわけですよね、その割合も極めて高いというふうに聞いております。この1で「家庭的養護について」という中で提案されていることに加えて、養育専門に限定した里親を募集するといった必要もあるのではないかなと思うので、私どもからの1つの提言として申し上げさせていただきたい。(千葉県児童福祉施設協議会)

里親支援センターは必要。里親家庭の特性や状況を統括して把握し、適切に児童を委託できる専門機関を設置することでスムーズな委託は可能になる。まずは、里親家庭の情報をしっかりと把握することが必要。一時保護所と短期里親の連携により要保護児童のスムーズな保護につながるのではないか。(人力舎 - 表)

養護施設入所児童で高校卒業後進学希望をもつ場合、居住する場所がなくあきらめてしまう場合が少なくない。里親制度の活用により児童の自己実現が図れるような方策が望まれる。(人力舎 - 表)

登録里親たちの状況、家庭状況、経験を十分に把握できるひとつの機関が必要。情報が集約されて子どもたちの最善の利益に見合う里親とのマッチングが図っていける機関もしくは仕組みが必要。(人力舎)

## (2) 里親型ファミリーグループホームの充実

家庭的な雰囲気の中で多人数の子どもを養育する里親型ファミリーグループホームは、子どもの養育にも望ましいため、里親型ファミリーグループホームの設置を促進していく必要がある。

また、安定した運営ができるよう、児童相談所等の関係機関との連携の強化や財政的支援等の充実に努めることも必要ではないか。

千葉県里親型ファミリーグループホームの推進拡大を図ることを願い、里親型ファミリーグループホームに関して他県並の水準の予算を検討して頂きたい。(里親型F G H)

養育里親の研修を重ね、将来ホームに移行していける家庭を作り出すための取り組みについても、予算化を検討して頂きたい。(里親型F G H)

施設が小規模施設や、分園型グループホームのバックアップすることも必要だが、里親、里親型グループホームのバックアップ施設としての機能をもつことも必要。養育里親として委託を受けた里親は、必ず地区担当養護施設のバックアップを受けるという方策も考えられる。(人力舎 - 表)

ファミリーグループホームについては里親型のみではなく、専門経験、有資格者による交代制勤務型での運営も可とすることにより、より家庭的かつ小規模な養育環境が拡充すると思われる。(人力舎 - 表)

児童養護施設の分園の動きと里親型ファミリーホームをひとつの政策のなかで考えてもよいのではないか。(里親会 - 表)

### (3) 里親への支援と質の向上について

里親家庭が子どもを受託し育てていくには里親自身の力に寄るところは大きい。しかし、周囲の理解と支援も不可欠であり、物心両面からの支援の充実を図ることが必要である。

里親委託費の単価を上げ、職業里親を開拓すべき。(中央児童相談所)

児童養護施設が、たとえば施設のある地域の里親さんに子どもが委託された場合、養護施設が里親のバックアップ機能を図っていくというような形が取れていくといいのでは。(人力舎)

養育里親への社会的位置が明確になり段階的に地位の向上が必要。(里親型F G H - 表)

さらに、里親同士が地域のどこかで気軽に集まれる場所、一般の人達との触れ合いができる「里親サロン」のような場所があることが重要ではないか。

また、中・高校生の場合は里親の負担も大きくなることから、養育費などの手当の増額を検討すべきではないか。

特に関係の深い児童相談所においては、全ての児童相談所に里親対応の児童福祉司を配置するなど機能拡充が必要ではないか。

各児童相談所に専門の里親担当を置くべき。(第7回意見交換)

児童相談所の里親担当専門員は親身になってくれる人もいるが、措置権をもつ児童相談所の側に立っている人もおり、里親としては安心して相談ができない、という声がある。里親経験をもつ里親担当専門員であってほしい。里親のスーパーバイザーのような人がいてほしい。(里親会 - 表)

また、里親の養育負担を軽減するためのレスパイトケアの実施や里親の団体組織である里親会に対する支援をより積極的に行っていく必要があるのではないか。

さらに、里親自身についても質の向上が求められているため、児童相談所や児童養護施設などとの里親の連携を深め、研修受講の義務化、研修の充実を図るなど、里親自身の研鑽のための方策を検討すべきではないか。

里親会、市民社会組織というようなものをぜひ評価していただきたい。(里親会)

養育里親の研修を重ね、将来ホームに移行していける家庭を作り出すための取り組みについても、予算化を検討して頂きたい。(里親型F G H - 表)

レスパイトケアについては里親の立場に立った制度とは言いにくい。機能しにくい現状を理解して利用しやすいものにしてほしい。(里親会 - 表)

施設と里親と児童相談所の連携が望まれる。現在は施設と児童相談所、里親と児童相談所というように分離されており、受託する側の里親と施設の交流は少ない。受託する側の共通の課題を探りたい。(里親会 - 表)

## 2 施設養護について

### (1) ケア形態の小規模化並びに地域化のあり方について

現状では、子どもたちにとって施設は、「家庭」の替わりとなっていることを踏まえ、従来の大規模施設・集団生活の場から、数人規模のグループホーム等の小規模化・家庭的な生活の中で養護を進めることが重要である。

また、生活単位の小規模化や地域に開かれた施設を目指していくことも必要ではないか。

家庭的養護の重要性は理解できるが、その反面、大規模施設を否定するような意見とも受け取れる。里親や小規模施設は、どのような点が優れているのか、どのような児童を養護することにメリットがあるのか、(論点整理)では画一的な判断としか読み取れない。(市川市 - 表)

児童を養護するという点については、非常に年齢とか発達の各段階で非常に難しい部分があると、そういった中で、やはり里親や小規模施設だけでは受入体制の問題が出てこざるを得ないのではないかと、大規模施設にもこれから大規模施設からの移行ということではなく、やはり大規模の施設のあり方を検討し、その施設は大規模施設としてはやはり必要ではないか。(市川市)

さらに、集団生活のなかで養護する場合は、プライバシーが確保されるような運営を図ることも重要であり、そのための方策を考えることが必要である。

児童養護施設においては、何よりもまず子ども達の生活環境を改善することが急務であると感じます。清潔で、プライバシーが確保され、より家庭的な住環境を提供できるということが何よりも必要。(人力舎 - 表)

施設形態は、地域小規模児童養護施設や分園型グループホームを数ヶ所地域に分散して設置して、定員の半分以上をそれに充て、残りをユニットケア化した本体施設がバックアップする形態なども考慮することが必要ではないか。

施設が小規模施設や、分園型グループホームのバックアップすることも必要だが、里親、里親型グループホームのバックアップ施設としての機能をもつことも必要(人力舎 - 表)

児童養護施設の分園の動きと里親型ファミリーホームをひとつの政策のなかで考えてもよいのではないかと。(里親会 - 表)

### (2) 施設養護の質の向上について

施設が子どもたちにとって安全で安心して過ごせるようになり、また、地域に開かれた施設となるためには、職員の資質の向上を図ることも重要ではないか。

このため、職員の配置基準の改善や研修の実施、労働条件・環境の改善のほか、養育環境に配慮した施設の設備の基準を見直し、生活の質を高めることが必要ではないか。

児童養護施設等の直接処遇職員の労働条件・環境の現状は過酷であり、子ども達の最善の利益を守ることは困難な状況。卒園児童の帰郷施設として機能するためにも、安定し長期間働くことのできる労働環境にすることが必要。(人力舎 - 表)

施設養護の質の向上を図るため、サービスの評価について、第三者による評価や個々の

事業所内における苦情解決制度の推進・充実を図り、千葉県社会福祉協議会の運営適正化委員会苦情解決部会との連携を強化するなど、サービスの向上に積極的に取り組むことが必要ではないか。

情緒障害等の問題を抱える児童に対しては、情緒障害児短期治療施設に入所することが最も適切ではあるが、当該施設がない現状においては、分園等により、情緒障害児短期治療施設機能を持つ施設の付置についても検討を行う必要がある。

先進的、先導的な役割ということでは、情緒障害児短期治療施設の設置や調査研究部門、研修部門の設置等が考えられる。(富浦)

情緒障害児短期治療施設は必要。情短機能の部分でいうと専門的な医療的なケアというのは24時間体制は必要だと思うので、体制づくりが必要。(生実)

早急に情緒障害児短期治療施設の設置が必要。(中央児童相談所)

情短施設については、非常に高い専門性が要求されることから、医療機能を持つ施設に付置するか、独立した専門施設として設置することが望ましい。(千葉県児童福祉施設協議会 - 表)

施設の分園として付置するというようなことではとても対応できないのではないか。しかも、非常に高い専門性というものが要求されるので、当然、独立をした情短の施設という形で作っていただきたい。しかも、民間では大変無理。ぜひ県立の施設として設置していただきたい。

この委員会においても、その必要性を強く訴えていただきたい。(千葉県児童福祉施設協議会)

### (3) 施設の運営及び連携について

各施設種別独自の目的を明確にし、足りない社会的資源については新たに整備する等、子どもが制度の隙間からこぼれ落ちてしまうことのないようにすることや、施設の連携のあり方を考えることが必要である。

さらに、県立施設の運営に当たっては、公設公営だけでなく公設民営、民間移譲など多様な形態の可能性を検討すべきではないか。

施設間の連携とは、具体的にどのような内容を想定しているのか、連携という言葉は最近多く使われているが、実際に連携を図るのは現場の問題であり、連携の名の下に責任の所在が不明瞭になることもある。

検討会としては、連携に期待するのではなく、具体的にシステムのあり方を協議すべきでは、(市川市 - 表)

## 3 社会的養護の役割の拡充

### (1) 自立支援

県は、自立支援制度として有用な社会的資源のひとつである「自立援助ホーム」設置促進や充実に努める必要がある。

自立援助ホームについても補助金を大幅に増やし、自立援助ホームの拡充が必要。(中央児童相談所)

入寮希望状況から自立援助ホームの増設が望まれるが、現在の公的補助では運営が困難であるため、経済的支援を増やしていくことが必要。(人力舎 - 表)

ニート対策っていずれ課題になると思うので、その時、自立援助ホームの役割はもっと大きくなるので、できれば千葉で政策的にやっていただきたい。(第8回意見交換)

また、大学などへの進学の場合の奨学金制度や自動車免許取得に対する支援あるいは、職親制度の開拓・活用など自立支援対策を総合的に検討すべきではないか。

進学時奨学金制度、自動車免許取得支援のみならず、さまざまな資格取得に対する支援が必要。施設卒園時の賃貸アパートを借りる際の支援や、公的保証人制度も必要。(人力舎 - 表)

職業安定所や若年者雇用促進との連携により、要養護児童への資格取得を支援するための方策の検討が必要。また、職業体験の希薄な児童や、能力的に一般就労が困難な児童のための作業所的施設が求められる。(人力舎 - 表)

就労の場を与えてくれる雇用先を自己開拓しているという状況なので、職業里親との連携というのが今後充足していくと非常にやり易いのではないか。(人力舎)

里親家庭等で15,16歳以上の子どもで高校を卒業するまでというところをケアしてくれる里親との関係作りや自立支援施設との連携も必要。高校卒業したいという希望をつないでいくための他機関との連携が必要(人力舎)

児童養護施設、自立援助ホーム、自立支援施設それぞれが利用できるようなひとつの就労体験の場というのが、企業主さんや専門資格を持つ方の協力をもって設置していくことが出来ればいいのではないか。(人力舎)

県の方にまとまったお金の寄付があった場合、今のニート対策を考えると、就学資金とか就労資金のための基金を作らないとNPOだけではちょっと大変かなと思う。(第8回意見交換)

里親と施設の連携の基に養保護児童の自立に向けた取り組みが必要。(里親型F G H)

各施設長は、児童養護施設等の全ての入所児童等に対し、自立支援計画を策定することが義務付けられており、策定に当たっては、常に子どもにとって最善の利益や自立支援の視点に立って考え、適切な実態把握・評価(アセスメント)を行い、また、期限を区切って検証を行ったり、適宜、計画の見直しを行っていくことが重要である。

なお、策定、検証、見直しの各段階において、職員の経験年数等によって左右されないようなシステムづくりが必要ではないか。

施設を退所した後も気軽に立ち寄れる場所づくり、自立困難な場合や困った時に戻れる場所づくり及びこれに対応できる職員の養成、さらには、自立困難な子どもに対する自立支援のためのプログラムの作成も、検討する必要があるのではないか。

児童養護施設等の直接処遇職員の労働条件・環境の現状は過酷であり、子ども達の最善の利益を守ることは困難な状況。卒園児童の帰拠施設として機能するためにも、安定し長期間働くことのできる労働

環境にすることが必要。(人力舎 - 表)

## (2) 新しい課題への対応

児童虐待の増加等に伴い、入所児童や委託されている児童の問題の変化に対応するため、各施設に児童虐待やDV等に対応する心理職等の専門職を早急に確保する等、多様な専門職を配置して専門性を高めていくことが必要ではないか。

特に、児童虐待については予防を徹底する方策が必要と思われるため、地域の小さな単位(乳幼児のいる全家庭を視野に入れる。)での取り組みや、妊娠から出産・乳幼児期までに関わる医療・保健・福祉・教育などの各種機関が、予防という観点から連携し、徹底した方策(例:第1子出産時に、育児不安や虐待経験の有無等のヒアリング又はアンケートの実施等)を検討すべきではないか。

なお、施設整備のところでも述べたとおり、里親なども含め、社会的養護の今後の需要予測とそれに見合う供給体制の整備検討は、重要な課題である。

児童虐待の増加に伴い、被虐待児の入所の占める割合が増加してきているため、情緒障害を有する児童をケアし、自立支援をしていく情緒障害児短期治療施設の早期設置や、専門職の養成を検討すべきではないか。

情緒障害児短期治療施設は必要。情短機能の部分でいうと専門的な医療的なケアというのは24時間体制は必要だと思うので、体制づくりが必要。(生実)

早急に情緒障害児短期治療施設の設置が必要。(中央児童相談所)

情短施設については、非常に高い専門性が要求されることから、医療機能を持つ施設に付置するか、独立した専門施設として設置することが望ましい。(千葉県児童福祉施設協議会 - 表)

施設の分園として付置するというようなことではとても対応できないのではないか。しかも、非常に高い専門性というものが要求されるので、当然、独立をした情短の施設という形で作っていただきたい。しかも、民間では大変無理。ぜひ県立の施設として設置していただきたい。

この委員会においても、その必要性を強く訴えていただきたい。(千葉県児童福祉施設協議会)

## (3) 市町村行政とのつながり

市町村要保護児童対策地域協議会の整備の促進や児童福祉の調整機関とのつながりを強め、また各種制度との連携を深め、どういった支援が提供できるのか、検討する必要があるのではないか。

## (4) 地域とのつながり

地域に孤立した存在ではなく、地域との交流に積極的に取り組み、地域で子どもを見守り育てていく社会の実現のための取り組みを、積極的に行うことが必要ではないか。(例:地域の行事に参加したり、地域の子育ての拠点機能となるためにショートステイ事業の実施、

児童家庭支援センターの設置等)

## (5) その他

### 4 今後順次検討を進めていくべきテーマ

#### (1) 児童相談所、市町村等の相談援助機関

これについては、今回は、社会的養護のあり方を中心にしたため、十分検討していないが、児童虐待死亡事例検証委員会から検討すべき課題として、下記の提言があったので、それを入れておく。

なお、本検討委員会の中では、以下の2つの提案があったので、付記する。

児童相談所の心理職や児童福祉司に対し、研究職と現場のローテーションを組む方法を検討すべきではないか。

児童相談所の専門性を考えた場合、理論と実践がマッチした方がよいが、必ずしも理論家であっても実践行動が上手くできるかは別であり、実践現場での積み重ねも必要であり、現場での新人・中堅・ベテラン・SVの上で研究職となるのはよいが、研究職から実践現場に出た場合戸惑いが多いのではないかと、ローテーションとしては難しいのではないかと。(市川児童相談所 - 表)

児童虐待について、家族の経済状態、精神状態等輻輳している状況があるので、幅広く対処できるように福祉職という設け、2～3年で異動でき、幅広く知識を得たほうがよいのではないかと。

研究機関ともっと連携すべき。(県内にも福祉関係の大学がたくさんあるので、それらを活用すべきではないかと。)

長期的な職員採用計画が大切。(以上、中央児童相談所)

職員の質の向上に資するため、市川児童相談所に研究・情報機能を活性化することが必要ではないかと。

市川児童相談所の機能として、研究・情報処理・図書等の施設機能が併設されているが、機能の充実や活動には、予算・人員・組織が必要。一児童相談所で研究・情報処理発信は困難であり、場所は市川児童相談所でも組織としては児童家庭課の分室として位置づけ活動することが適当と考える。また中央児童相談所機能との整合性も必要。(市川児童相談所 - 表)

市川児童相談所とすれば難しい面があるので、できたら県の児童家庭課の研究部門として運営してもらいたい。

本来は研究とすれば相談所だけでは困難なので、大学と提携した上での専門的な研究体制がとれればという形。

市川の場合には、コア機能の充実を図るには職員と予算がもう少し必要。(以上、市川児童相談所)

中央児童相談所に企画調整班を設け、積極的に調査研究を行う。(中央児童相談所)

その他



中央児童相談所の170万人の人口を抱えているところを2か所ということから考えると、市川児童相談所、柏児童相談所が130万人ちょうど位なので、そこも同時に検討しなければならない。

もう1つは、組織的な対応を考える上で、児童相談所の相談調査課、診断指導課、一時保護課というこの組織の形が、児童相談所が発足した昭和23年以来変わっていないので、その辺のことまで含めて考えられてはどうか。(第7回意見交換)

児童相談所の児童福祉司の専門職化と専従化をぜひお願いしたい。(第7回意見交換)

今後日本の児童相談所はケースマネージャーがいて、里親部門でしたら里親部門のエキスパートがいて、虐待に関してはどういう虐待かというエキスパートを抱えておいたほうが、非常に心強いと思う。

児童精神科医が常駐するのは当たり前と思うが、いずれにしても知識が専門化していくなかで、1人の児童福祉司が全部理解することは難しい状況が来るのではないか。(第7回意見交換)

## 児童虐待死亡事例検証委員会からの提言

### 提言4

#### 社会的養護体制及び児童相談所の組織体制の充実に向けて

社会的養護体制や児童相談所の組織体制に関する現状把握と、今後の虐待対応を踏まえたあり方の検討

今回の検証においては、社会的養護体制の充実や児童相談所の組織体制の見直しを図ることの必要性を指摘し、県として引き続き検討すべき重要な課題とした。

千葉県では、現在、社会福祉審議会のもとに「社会的資源あり方検討委員会」を設置し、児童相談所のあり方を含めた社会的養護体制のあり方についての検討を行っているところであることから、今回の検証において提起されたこれらの課題については、引き続き「社会的資源あり方検討委員会」において検討を行うことが適切であると思われる。

今後の検討に資するために、県は、児童虐待に最前線に対応し、施設入所等の行政措置権限を有する行政機関である児童相談所を中心に、新たな虐待対応システムを踏まえた児童相談所の組織体制や、社会的養護についての課題を明確化するための取組みを早急に行うべきである。

なお、県として引き続き検討を要するとした主な事項は、下記のとおりである。

#### 1 職員の増員、多分野との積極的な人事交流、保健師等を含めた多様な専門職の配置、等児童相談所における人員配置に関する事項

- ・心理判定員（児童心理司）の配置：心理判定員は法定にはないが、児童福祉司3人に対して2名が望ましい。
- ・精神保健福祉相談員の配置：児童相談所は虐待の場合親の相談がなくとも入らざるを得ないのであり、精神の問題を抱えた家族が多く、児童相談所に精神保健福祉相談員が配置されていれば家庭に入りやすいのではないかと考える。
- ・保健師の配置：現在看護師が嘱託で配置されているが、保健師の方が幅が広く対応が可能。
- ・一時保護課学習担当職員の配置等：学習権の保障を考えると、教科担当を含めた専任の学習担当職員（嘱託も含む）数名の配置が必要。また、保護所の主要な職員は保育士（現在全員女性）のため、非行児・被虐待児等の対応に男子職員の配置数について考慮が必要。
- ・他福祉職との人事交流が必要だが経験の積み重ねができる交流でなければならない。

（以上、市川児童相談所 - 表）

- ・児童福祉司の増員が必要。
- ・他分野との積極的交流：被虐待児の処遇に直接あたっている生実学校の自立支援専門員と交流を図ることにより児相の専門性が強化されるものと思う。
- ・他職種から児童福祉司を任用する場合は、本人の希望・適性を考慮し、研修体制を十分に整える。また、短期間で異動させない。一斉に異動させない。教職にある職員を児童福祉司に任用する場合も同様。
- ・相談員の増員：相談員の数が少なく、児童福祉法の改正により、市町村からの送致・援助依頼、市町村担当者への児童相談員の指導業務、手続業務が著しく増大している。また、相談員の数が少なく、インタビュー及び通報受理ケースを児童福祉司に引き継いだだけでケースを追うことができなくなっている。
- ・心理判定員の増員が必要。心理判定員を福祉司2に対して1になるように配置。
- ・一時保護課職員の増員。（処遇困難児が増加している中、3人の夜勤では事故等が心配。）
- ・現在の職員の経験年数のばらつきを考えると5児相全体で職員配置を検討すべきである。
- ・暴力等の阻止、警察関係者との連携を含め、犯罪に関する専門職である警察官の配置の検討すべき。

- ・法的な判断を要するケースが増加しており、児童相談所に顧問弁護士をおくことが望まれる。
- ・様々な問題行動を示す子どもや精神的または人格的な問題を抱えている親が増えており、常勤の精神科医の配置が望まれる。

(以上、中央児童相談所 - 表)

## 2 児童虐待対応専従班等の設置に関する事項

- ・各児童相談所に専従班として現職員とは別に5～6名の職員が配置されるならば意味があるが、県1箇所の専従班であると意味がない。虐待専門で広域を担当することには迅速即応性、社会資源の理解活用、連続性で問題がある。地域の状況が把握できていないのでは対応困難で初期対応のみでは指導の連続性がなく地域に結びつかない。
- ・24時間・365日虐待相談通告の場合、閉庁・深夜の対応が必要となり、各所に配置されない場合は、対応が困難であり、職員は体力的にも精神的にも負担が大きすぎる。
- ・虐待事例で何かあった時(死亡事件等)、一児童相談所として対応が困難な場合に本課としての協力体制が必要。それには現状の虐待防止対策室の機能充実が必要。
- ・現在虐待対応法律アドバイザーが設置されているが、時間調整や緊急相談等手間隙がかかるので、弁護士の囑託化や顧問弁護士制度が必要。
- ・現行の立ち入り調査権では、被虐待児の所在確認・安全確認に限界があるため、法改正を待たなくても対応の強化が図られる県警からの派遣による併任職員の配置が望まれる。

(以上、市川児童相談所 - 表)

- ・千葉県は面積が広いいため県内1ヵ所の配置は機動力等を考慮した場合現実的でない。また、各児童相談所に設置しても、県内は人口過密地区、過疎地区に二分されており、それに関連し、虐待ケースの多い児童相談所、少ない児童相談所と分かれている状況から、虐待ケースに機動的に対処できるか疑問。むしろ、児童相談所に児童福祉司を多く配置し、きめ細かく対応できるように配置しての方が効果的。
- ・すでに実施されている他の都道府県の実情をまず調査する。調査内容としては、専従班の事務分掌、勤務時間、専従職員のローテーション、専従班の設置前と設置後の違い、専従班を作ったことのメリット・デメリット等。
- ・児童を保護した後の家族再統合に向けた支援を専門としたチームを検討すべき。
- ・対応上の判断や事務手続き等、県の児童相談所の基本的スタンスは統一する必要がある。現状のように各児相により異なる処遇を調整し、整理していく作業をする専従班の設置が必要。

(以上、中央児童相談所 - 表)

## 3 児童虐待防止の専門的な視点から事例を検討することのできる児童虐待防止エキスパートの育成と配置に関する事項

- ・エキスパートの養成等としては、現状ではSVとしての主席及び上席児童福祉司があたっているが、それとは別に考える必要があるのか。児童相談所は虐待だけでなく他の相談も行っており、虐待防止だけのエキスパートには問題がある。
- ・先の虐待対応専従班を各所に配置した場合でも、重篤な相談内容から、長く現場で勤務することは肉体的にも精神的にも限界がある。虐待専門職員でなくとも精神の休まる時間がないのが現状であり、エキスパートよりも制度化されたSVの増員配置が必要。

(以上、市川児童相談所 - 表)

- ・虐待対応のエキスパートについては、現在の児童相談所の専門職に対して随時研修を実施した方がよい。一方、エキスパートは転職がなく同一箇所に長期間在勤することはマンネリ化ということから問題が出てくるのではないか。それより、ある一定期間勤務した後に、外部から児童相談所を見つめ、再度転職で行った場合により能力を発揮できるのではないか。エキスパートを設けるより全体のレベル向上を目指すべき。

- ・すでに設置されている他の都道府県の実情をまず調査すべき。
- ・育成する場合は、児童相談所の経験年数ごとの育成・研修カリキュラムの研究・作成が必要。
- ・専門職員の配置のみならず、日常的にケースカンファレンス、スーパーバイズを受ける機会を増やすことが必要。

(以上、中央児童相談所 - 表)

#### 4 児童相談所における組織運営や事例対応等に関する内部評価や、データの集積、その他調査・研究等を行うための組織や機能の整備に関する事項

- ・内部評価とは、実際内部において組織事例に対して評価することは困難であり、まして下手な内部評価は混乱をきたすだけである。
- ・児童家庭課の指導監査のほかに、事例等に関しても虐待防止対策室や児童相談所対応職員が普段から相談指導体制が制度的にできていれば良いのではと考える。
- ・児童相談所は、児童処遇の現場であり、日夜仕事に追われている状態で資料の集積研究までは対応が困難。どこか1箇所にもそうした場所が望まれるが、児童相談所職員としての位置付けでない方がよい。場所は一緒でも別枠で設けた方がよい。
- ・ケース数が増える中で事例の進行管理については、IT化による情報管理を進めない限り、十分な進行管理は困難。

(以上、市川児童相談所 - 表)

- ・事例の進行管理は各児童相談所の課長(相談・措置・心理診断・一時保護)が行うことができるように体制を整備すべき。(現在は例えば児童福祉司が少ないため現場に行かざるを得ない状況にあり、これを改善すべき。)
- ・実際に実務を担当している部署から独立した部署で内部評価を担当し、そこで事例の進行管理も実施。
- ・上席児童相談員の役割の明確化。各所に上席児童相談員をおき、上席児童相談員が担当するということも考えられる。
- ・市川児童相談所の設備を使用してデータの集積、調査・研究等を実施。それに必要な職員を兼任ではなく専任として配置。
- ・中央児相に企画調整班を置き、本課との連携のもとに調査・研究を進める。

(以上、中央児童相談所 - 表)

#### 5 一児童相談所のみでは対応困難な状況に陥った場合等に関する、県として総合的な危機管理体制に関する事項

- ・一児童相談所だけでは困難な場合とは、一時保護定員オーバー、地震災害、感染症、以前のオウム問題、施設問題等が考えられ一時保護定員オーバーや感染症対策としては現状でも対応。
- ・児童虐待死亡事故等で一時的混乱が生じ対応が困難な場合には、一時的のため通常業務とは別な対応・協力が必要であり、当該児童相談所からの要望で対応することとなるが、事案が大きな報道関係に該当する場合は、本課の応援または本課が担うこととして整理すべき。
- ・一時的でない対応困難な場合とは、施設閉鎖、広範囲の児童問題には問題発見児童相談所から、各相談所及び本課に報告し緊急対応体制の構築を図ることが必要。

(以上、市川児童相談所 - 表)

- ・理念的には理解できるが、現実的にはそれぞれケースを多く抱えている状況では難しいと思う。むしろ、本課に児童福祉司を配置し、多忙な児童相談所に応援に行く制度を検討すべき。
- ・重大事件が起きたときは、警察対応、マスコミ対応、一般県民からの抗議電話への対応、関係市町村との連絡、本課への報告、関係兄弟、親族への対応、その後の検証等、当該児相はストレスが高い中で現実対応に奔走されきわめて危機的となり、本課からの応援がぜひ望まれる。また、警察への書類の提出の是非等についても早急に県としてのガイドラインの作成が望まれる。

- ・児童相談所の危機管理マニュアルを作成する。
- ・対応困難なケースに対する応援体制の整備が必要。(色々な局面により、困難な事柄も異なり、応援の方法も異なってくる。さらに法務での対応困難(関係職員の派遣)や暴力や威嚇への対応の困難への対応もある。)
- ・一児童相談所で対応できない場合は、他の児童相談所の協力を依頼する前に、本課からの支援が必要

(以上、中央児童相談所 - 表)

## 6 一時保護所、児童養護施設や里親及び在宅支援サービスを含めた社会的養護体制のあり方に関する事項

- ・施設養護、里親養護、在宅養護のメニューの拡大充実、一つに偏ることなく均等に充実を図ることが必要。一時保護所の混合処遇の改善(被虐待児、非行児、知的障害児に対応できる体制の確保)、協力病院の指定、情緒障害児短期治療施設、医療併設乳児院、病弱児童養護施設、都市型自立援助ホーム、里親グループホーム、専門里親、自活寮の併設等

(以上、市川児童相談所 - 表)

- ・各市町村が児童福祉施設でのショートステイサービスをするよう働きかけることが必要。また、学童保育やファミリーサポートなどの拡充も大切。
- ・里親委託費の単価を上げ、職業里親を開拓すべき。
- ・里親担当の職員を全児童相談所に常勤配置し、里親支援体制を整備する。
- ・児童自立援助ホームについても補助金を大幅に増やし、児童自立援助ホームの拡充が必要。
- ・支援・治療を目的とする一時保護所を、通常の一時保護所とは別に最低でも1カ所設ける。
- ・早急に情緒障害児短期治療施設の設置が必要。
- ・医療機関に併設した乳児院が望まれる

(以上、中央児童相談所 - 表)

## (2) 社会的養護における民生委員児童委員等の役割

地域住民の最も身近な相談相手である民生委員児童委員は、これまでも地域の見守り役として、あるいは行政機関とのつなぎ役としての役割を担ってきているが、近年の児童虐待の増加に伴い、児童虐待の防止だけでなく発見や通報の役割も担っており、従来にも増してますますその重要性が高まっている。

さらに、アフターケア等要保護児童に対する心の支援者としての役割も求められているところから、民生委員児童委員や主任児童委員との積極的な連携及び活用を図るべきではないか。

## (3) 在宅での子育て支援サービスのあり方

社会的養護を必要とする子どもたちが家庭に戻ったときも、引続き、子どもやその家庭に対する支援は欠くことができない重要なサービスであるため、今後、論議を進めていく必要がある。

## (4) 施設間の相互連携及びサービスの相互利用の推進

近年の児童虐待やDVの増加により、社会的養護を考えていく上で、母子の問題やDVの問題は、極めて重要な課題となっている。

このため、児童相談所をはじめ、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設などの 児

童福祉施設や配偶者暴力相談支援センター等の機関との相互連携、及び各機関が有するサービスの相互利用の推進のあり方について、検討することが必要ではないか。

施設間の連携とは、具体的にどのような内容を想定しているのか、連携という言葉は最近多く使われているが、実際に連携を図るのは現場の問題であり、連携の名の下に責任の所在が不明瞭になることもある。  
検討会としては、連携に期待するのではなく、具体的にシステムのあり方を協議すべきでは。  
(以上、市川市 - 表)

## 5 現場が工夫しやすいシステムづくり

入所児童等や地域からのニーズ、あるいは施設職員からの提案等の状況の変化に柔軟に対応できるよう、施設での工夫や、施設が工夫できるような柔軟な運用システムや規制緩和方策を検討することが必要ではないか。

なお、上記運用システムや規制緩和方策のほか、制度を検討していくに当たっては、それぞれの制度が相互に連携できるような方向も併せて検討していく必要があるのではないかと。

補助金は年度末支払い。(平成16年度分が平成17年3月末だったので、1年間は全く公的補助なしと同様の状況)(人力舎)

自活訓練型のグループケアと虐待児対応のグループケアの並立が認められない。(千葉県児童福祉施設協議会)

- 終わりに -

要保護児童に対する社会的資源のあり方について、全体的・総合的に検討するというこのような機会がもれたことは大変意義深いことであり、ここに示したものは論点を整理したもの過ぎないが、開かれた議論が必要との思いから、あえて公表することにより、広く関係者や県民の意見を求めることとしたものである。

この社会的資源のあり方については、今年度末までには基本的な方向をとりまとめ、来年度末を目途に、報告をまとめることとしたい。

## 用語等の説明

用 語	説 明	現 状
社会的資源	<p>ここでは、社会資源とほぼ同義語で使用し、特に児童福祉の面での社会資源を指している。</p> <p>具体的には、政策、情報、制度、人材、資金、施設等様々な資源があるが、ここでは主に、人的資源、物的資源、制度、児童福祉施設（児童相談所、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設等）及び各種相談援助機関等を示している。</p>	<p>児童相談所：6か所（5か所）</p> <p>児童養護施設：16施設 （14施設）</p> <p>乳児院：3施設（2施設）</p> <p>児童自立支援施設：1施設</p> <p>母子生活支援施設：6施設 （3施設）</p>
社会的養護	<p>保護者がいない子や、保護者がいても様々な事情により一緒に暮らすことができないなど、家庭での養育に欠ける子どものために、家庭に代わって社会が養育する制度。</p> <p>社会的養護は、里親制度に代表される家庭的養護と、児童養護施設や乳児院などの施設養護、その中間形態としてのグループホーム養護に分けられる。</p>	
千葉県次世代育成支援行動計画に掲げる数値目標	<p>県が平成16年度に策定した、千葉県次世代育成支援行動計画で掲げた数値目標</p> <p>千葉県次世代育成支援行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づく、次世代育成支援対策の実施に関する法定の行動計画をいう。</p> <p>この計画は、少子化社会対策基本法に基づく各種施策を推進するための体制を整備したもので、また、千葉県における次世代育成支援対策に関する総合的、基本的な計画であり、児童福祉法第56条の9に基づく千葉県の保育計画を含む。</p>	<p>里親登録数</p> <p>平成16年度末216組</p> <p>平成21年度末320組</p> <p>里親の委託率</p> <p>平成16年度末14%</p> <p>平成21年度末20%</p>
親族里親	<p>三親等内の親族（祖父母、おじ・おば等）関係にある子どもの親が、死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、子どもが養育できなくなったときに、委託される里親</p>	<p>平成17年4月1日現在</p> <p>里親数：8（5）組</p> <p>委託児童数：16（12）人</p>
短期里親	<p>1年以内の期間を定めて、要保護児童を養育する里親として認定を受けた里親</p>	<p>平成17年4月1日現在</p> <p>里親数：0（0）組</p>
職業里親	<p>職業として成り立つ里親</p>	
里親型ファミリーグループホーム	<p>知事の指定を受けた里親が、生育歴、性向等から判断してホームで養育することが望ましいと児童相談所長が判断した4人以上6人以下の児童を養育する。</p>	<p>平成17年4月1日現在</p> <p>里親数：2（2）組</p> <p>委託児童：8（8）人</p>
レスパイトケア	<p>委託児童を養育している里親が、一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設若しくは他の里親に委託して当該児童の養育を行う。</p>	
地域小規模児童養護施設	<p>既存の児童養護施設を運営している法人等が、地域社会の民間住宅等を活用し、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、対象児童の社会的自立を促進することを目的とする施設（平成12年度制度創設）</p> <p>地域の一般住宅に6人の児童（年齢を問わない）が、2人以上の職員の援助を受けながら生活をする施設。</p> <p>児童と職員との間に密接な信頼関係を築き、自立のために自主性や生活技術を身につけることができる。</p>	<p>平成17年11月1日～</p> <p>1か所実施（富浦学園）</p>

<p>第三者評価制度</p>	<p>児童福祉施設に入所している児童等の人権擁護と適切な福祉サービスの確保又は入所児童等からの苦情等に関する適正で円満な解決を促進するために、当事者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する制度</p> <p>県では、福祉サービスの質の向上と利用者の良質なサービスの選択を支援することを目的として、中立・公平な第三者機関が様々な角度から専門的に福祉サービスの評価・情報公表を行う「千葉県第三者評価・情報公表システム」の構築を目指している。</p> <p>第三者評価・情報公表については、国から痴呆性高齢者グループホームを対象とした「外部評価」、介護保険関係の「介護サービス情報の公表（情報開示の標準化）」、福祉サービスの全般についての「第三者評価」と3つの制度・指針が示されているが、県としては、3つの制度・指針を一本にまとめた、分かりやすい評価・情報公表システムをつくれないう検討しているところ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県第三者評価・情報公表システム</li> <li>・施設生活等評価委員会 (千葉県児童福祉施設協議会)</li> <li>・千葉県運営適正化委員会 (千葉県社会福祉協議会)</li> </ul>
<p>自立援助ホーム (児童自立生活援助事業)</p>	<p>義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所したものについて、その自立を図るため、これらの児童が共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行う。</p>	<p>2箇所(県のみ)</p> <p>人力舎(NPO法人) (君津市 定員6名)</p> <p>バオバブの木(NPO法人)(木更津市) 定員6名</p>
<p>児童家庭支援センター</p>	<p>児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童またはその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とした施設(児童福祉法第44条の2)</p> <p>(設置要件)</p> <p>乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に附置。</p>	<p>3施設(2施設)</p> <p>(児童養護施設に附置)</p> <p>ファミリーセンター・ヴィオラ (木更津市 H16年度~「野の花の家」に附置)</p> <p>こやま家庭支援センター (大原町 H17年度~「子山ホーム」に附置)</p> <p>子ども未来サポートセンターほうゆう (千葉市 H15年度~「ほうゆうキッズホーム」に附置)</p>

数値は、千葉市を含む県全体、( )内は県所管分



# 県立児童福祉施設（富浦学園・生実学校・乳児院）

## のあり方について

### - はじめに -

富浦学園・生実学校・乳児院の3つの県立児童福祉施設は、昭和40年代に建設され老朽化が著しく進んでおり、今後建替等も含めどうあるべきかについて考えていかなければならぬため、基本的に検討すべき事項について、千葉県社会福祉審議会長に諮問があり、当委員会に依頼があったところである。

これを受け、当委員会においては、これまで4回にわたって検討委員会を開催し、集中的に検討を重ね、また、3施設については現地視察も実施し、施設の実情も踏まえ、各委員の専門的な立場から幅広く意見を出したものである。

しかしながら、今後、建替えや民営化といったことがあろうがなかろうが、現在改善できるところは、積極的に改善して欲しいということを申し添えておきたい。

## 【総論】

### 1. 県立施設の役割について

これまでの県立県営（以下「県立」という。）児童福祉施設においては、民間施設で受入困難・処遇困難なケースを受入れてきたところであるが、県立児童福祉施設のあり方を検討していくに当たって、今後も県立施設として存続していくのであるならば、県と民間の役割分担や機能を明確にし、県としてやるべきこと、県でなければできないことに特化して、重点的に取り組むことが必要である。

振り分けの視点としては、まずマーケットに馴染むのかどうか、また、マーケットをどう活性化して育てていくのか、また淘汰をどう受け入れていくのかの議論をすることが必要。（乳児院）

県立施設としての役割及び機能の具体的な事例として、

里親、地域小規模児童養護施設、里親型ファミリーグループホーム等のバックアップ機能

レスパイトケア等によって里親支援、ふれあい家族事業等によって里親と施設との連携を図ることが必要（富浦）

民間施設では対応困難な、専門性の高いケースの受入れ（障害児のケアなど特殊な技能が必要なもの）

民間では対応が困難な専門性の高いケースの受入れがある。重度の被虐待児やADHDあるいは自閉症などの発達障害、知的障害等を有する児童について、専門的な知識を有する職員の配置や心理療法など治療的機能を有することが必要（富浦）

児童自立支援施設からの措置変更ケース、中学3年生など進路指導・学習指導を強化する必要がある児童のケース、期的治療や経過観察する必要がある児童のケースなど民間施設では受入れを躊躇するケースも受入れることが必要（富浦）

児童相談所で処遇の方向性について判断に苦慮するケースや児童養護施設での処遇困難児童ケース等について、児童自立支援施設においては積極的に関与し受入れ支援を行っており、支援のモデル作成と具体的プログラムの検証について積極的に取り組むことが必要（生実 - 表）

民間施設で対応困難なケースを県で受け入れることが、役割として県立施設を位置付けた場合、マーケットの活性化が阻害されないかどうか、受け入れに意欲的な施設に相当額を補助し、県はスリムになった方が優ることがないのかも併せて検討して行く必要（乳児院）

### 先進的・先導的な役割を担うべきもの（情緒障害児短期治療施設の設置等）

家族再統合を支援するファミリーソーシャルワークの充実、あるいはその実践のための親子宿泊施設の整備が必要（富浦）

先進的、先導的な役割ということでは、情緒障害児短期治療施設の設置や調査研究部門、研修部門の設置等が考えられる。（富浦）

情緒障害児短期治療施設は必要。情短機能の部分でいうと専門的な医療的なケアというのは24時間体制は必要だと思うので、体制づくりが必要。（生実）

制度の谷間にあたり、ノウハウが確立されていないなど、新しい課題に試行的・先駆的に取り組み、その効果を実証するとともに、県内の施設にそれを伝えることも県立施設の目指すべき方向（富浦）

新たな事業を展開するには職員の専門性の向上を図るとともに、専門的な知識を有する職員の配置も必要。（富浦）

早急に情緒障害児短期治療施設の設置が必要。（中央児童相談所）

広域的な視点からの市町村支援等 が考えられるので、これらのことに重点的に取り組むことを目指すべきである。

また、個々の施設ごとに検討するとともに、他の施設及び他の社会的資源（里親等）の連携についても検討することが必要である。

1つ1つの施設の単独の問題ではなくて、すべての施設を総合的に見比べていって、どこにどういう施設が必要かということから検討し直さないと、ひとり子どもがどこか隙間に落ちてしまう、新たに落ちてしまう危険性があるので、3施設を一体的に考えたほうがいい。（第6回意見交換）

さらに、県立施設であることのメリット・デメリットをきちんと検討し、県立施設としてもし存続させるのなら、当該施設を千葉県の子どもの社会的養護の中でどう位置づけることができるのかどうか、その存続意義も含め、今後も引き続き検討を続けていくべきと考える。

公設と民営との違いということ言えば、コスト意識とサービスの質、サービスメニューが選択できるかどうか、そういう部分にも視点を置いていただきたい。（第6回意見交換）

なお、今後社会的資源のあり方について検討する中で、民間委託や民間移譲も視野に入れてさらにつめていくこととし、その場合には、委託又は移譲される相手方の能力、建物の改修、職員の配置等の課題についても併せて検討していく必要がある。

民営化の市場ですが、現実的に可能なかというようなところ、受け入れているところが果たしてあるのかということも、視野に入れながら考えていかなければいけない。（第6回意見交換）

## 2. 施設のあり方について

従来の大舎制の施設から、より家庭的な生活に近づくようケア形態の小規模化を進めることが必要であり、そのための施設形態は、子ども達が安全で安心して過ごすことができ、年齢や性別に加えプライバシーにも配慮した個室化を含めた居住形態とする。

ケア単位を小規模化することが必要で、地域小規模児童養護施設の増設、ユニットケア化によって、家庭

的でゆとりのある安定的な環境の下での子どもの情緒の安定や、社会的スキルの取得、良好な人間関係の形成を図ることによって、養護の質を高めていくことが必要、またケア単位の小規模化によりプライバシーの確保等施設養護の質を高めていくことが必要。(富浦)

施設の小規模化を図り、個別的ケアを充実させるには、職員の適正な配置が必要不可欠。(富浦)

さらに、被虐待児の対応や対応が困難とされる児童が増加していることから、情緒障害児短期治療施設の設置あるいは情緒障害児短期治療施設機能の付置等、軽度の情緒障害を有する子どもへの専門的なケア体制の充実について、検討する必要がある。

重度の被虐待児やADHDあるいは自閉症などの発達障害、知的障害等を有する児童について、専門的な知識を有する職員の配置や心理療法など治療的機能を有することが必要(富浦)

早急に情緒障害児短期治療施設の設置が必要。(中央児童相談所)

施設は、子ども達の健全育成のために、地域で孤立した存在ではなく地域に開かれた施設として、学校・里親・民生委員・近隣住民等地域との交流に積極的に取り組むことが求められている。

そのため、施設においては、ショートステイ事業や児童家庭支援センターなどを実施することにより地域との信頼関係を深め、地域の子育て支援の拠点施設となるよう努めていく必要がある。

児童家庭支援センターの設置、ショートステイ事業を実施するとともに、レスパイトケア等によって里親支援、あるいはふれあい家族事業等によって里親と施設との連携を図ることが必要(富浦)

出来るだけ地域に根ざした専門的な関わりや迅速な援助が可能な施設であることが必要。(生実-表)

地域に根ざした児童相談機関としての役割を持つことも必要《児童家庭支援センターの付置》(生実)

ボランティアの活用、ボランティア登録して活用することが必要(第6回意見交換)

### 3. 建替え等について

3施設とも昭和40年代に建設され老朽化しており、そこで生活する子どもたちや職員が、毎日を安全で安心して過ごせる空間としての施設とするため、建替え等の検討を進めるべきである。

施設が老朽化し建替えの時期にきているため、学校本館、寮舎、付属施設の新増設をすることが必要。(生実-表)

なお、建替え等の検討を進めるに当たっては、建替えのための基本コンセプト等を検討する委員会を個別に設置し、各施設について年次計画を策定するなど、総合的・計画的に検討を進めることが必要である。

施設の建替えに当たっては、地域に開かれ、今後の社会的養護ニーズに柔軟に対応できる質の高い施設を建設することが必要(富浦)

建替えについて、ローテーションできちんと計画を立てて、ルールや優先度もグランドデザインの検討のなかで、やっていければと思います。(第6回意見交換)

今後30年間の社会的養護のニーズ(少子化、虐待、家庭的養護、里親をどれくらい増やしていくのか)みたいなことを、ある程度見通すことが必要。(第6回意見交換)

また、社会的養護の動向を踏まえ、個々の施設だけでなく他の施設との統合や必要な施設の併設あるいは必要な施設の機能を付置することなど、総合的に検討すべきである。

乳児は感染症などの罹患率が高く、病院通院が大きな業務になっているので、こども病院など医療機関との併設を希望。(乳児院-表)

医療機関に併設した乳児院が望まれる。(中央児童相談所)

## 4 . 人事ローテーションについて

入所児童にとっては児童の気持ちを理解し温かく受け止め、長く児童に 接してくれる職員が必要となる。

そのため、直接処遇職員の人事ローテーションのあり方については、子どもの養育という点を考慮すると、5年位は同施設に勤めることができるような人事配置が望まれる。

児童相談所の児童福祉司の専門職化と専従化をぜひお願いしたい。(2.17 委員)

定期の人事異動により連続性のある指導・援助が困難(乳児院)

職員の異動は、直接処遇職員の方は平均で大体7年位、私とか事務長とか庶務関係だと、短くて大体2年前後で動いているという状況(乳児院)

# 【各論】 個々の施設について

## 【富浦学園】

### 1. 施設のあり方について

富浦学園は定員100名の大舎制施設であり、居室は高校生になっても個室はなく、プライバシーの確保も困難な状況にある。

平成17年度には県内初の地域小規模児童養護施設が開設されることとなっており、今後も、できるだけ家庭的な環境の中で生活ができるよう、ケア単位の小規模化やサテライト型の整備に積極的に取り組むことが必要であり、引続き、被虐待児も含め民間では対応困難な児童の受入れや、心理面も含め治療的ケアのできる施設としての役割が期待される。

ケア単位を小規模化することが必要で、地域小規模児童養護施設の増設、ユニットケア化によって、家庭的でゆとりのある安定的な環境の下での子どもの情緒の安定や、社会的スキルの取得、良好な人間関係の形成を図ることによって、養護の質を高めていくことが必要、またケア単位の小規模化によりプライバシーの確保等施設養護の質を高めていくことが必要。(富浦)

施設の小規模化を図り、個別的ケアを充実させるには、職員の適正な配置が必要。(富浦)

また、児童の自立が困難な場合に対応できるよう、アフターケアの機能を持つことが必要である。

退所後の相談や自立のための援助を行うために、退所した者が宿泊できる施設、自立困難な児童の援助体制を整備することが必要。(富浦)

県立乳児院との機能統合、あるいは情緒障害児短期治療施設との併設なども視野に入れて検討することが必要であり、その実現に向けては、特区申請など適用可能な制度を最大限に活用した取組みが求められている。

先進的、先導的な役割ということでは、情緒障害児短期治療施設の設置や調査研究部門、研修部門の設置等が考えられる。(富浦)

また、積極的に地域との交流や民間団体との協働を推進していくなかで、施設だけでなく地域全体で子育て支援していく社会づくりに積極的に取組み、施設自体が積極的に地域の子育て支援の拠点機関としての役割を果たすことが必要である。

児童家庭支援センターの設置、ショートステイ事業を実施するとともに、レスパイトケア等によって里親支援、あるいはふれあい家族事業等によって里親と施設との連携を図ることが必要。(富浦)

さらに、地域小規模児童養護施設を数ヶ所地域に分散して設置して、定員の半分程度をそれに充て、残りをユニットケア化した本体施設がバックアップする形態が望ましいのではないかと。

ケア単位を小規模化することが必要で、地域小規模児童養護施設の増設、ユニットケア化によって、家庭的でゆとりのある安定的な環境の下での子どもの情緒の安定や、社会的スキルの取得、良好な人間関係の形成を図ることによって、養護の質を高めていくことが必要、またケア単位の小規模化によりプライバシーの確保等施設養護の質を高めていくことが必要。(富浦)

なお、現時点において、県立施設としての意義は大きいですが、今後の課題として、特に建替

え時には、千葉県内における社会的養護体系全体の中で、県立としての児童養護施設の設置意義、効果等の外部評価を実施するとともに、民営化や指定管理者制度の導入を含め、研究課題とすべきである。

## 2 . 建替え等について

本施設は、主として昭和40年代に建てられた施設であり、老朽化も進んでいることから建替え等の検討が必要である。

建替え等の検討を進めるに当たっては、年次計画を策定のうえ、建替えのための基本コンセプト等を検討する委員会を設置し、検討を進めることが必要である。

建替えについて、ローテーションできちんと計画を立てて、ルールや優先度もグランドデザインの検討のなかで、やっていければと思います。(第6回意見交換)

今後施設の建替えを検討していく際に、100人の定員でいいのかどうか、今の土地にまた建物を建替えるのか、それともどこか土地を別の所に求めてもう少し小さい規模の施設に建替えをするのか、そういったことも視野に入れて検討するといふ。(第6回意見交換)

また、児童居室の個室化を検討するなど、児童が安全で安心して過ごせる空間を持った施設とすることや、また、社会的養護の動向を踏まえ、例えばユニットケア化や、子どもにとっては連続したケアは大事なことから、乳児院との統合も併せて検討すべきである。

施設の建替えに当たっては、地域に開かれ、今後の社会的養護ニーズに柔軟に対応できる質の高い施設を建設することが必要(富浦)

特に、学区の異なる所にサテライト型の小規模児童養護施設をつくっていくことを検討することも有用と思われる。

# 【生実学校】

## 1 . 施設のあり方について

生実学校は、県内唯一の児童自立支援施設である。

児童自立支援施設は児童福祉法施行令第36条の規定により、都道府県による設置規定及び施設長、児童自立支援専門員等の職員については、都道府県の吏員をもって充てることとなっている。

このため、現段階では、継続して県立施設として維持する必要があるが、現在国においては、民営化も含めた検討を行っているため、国の検討動向を踏まえ、将来的には、民営化あるいは民間委託についても視野に入れた検討をすることが必要と思われる。

生実でケアするような子どもが児童養護施設に何人かずついるので、他の児童養護施設との役割、連携を視野に入れた方向性というのを検討していただきたい。(第6回意見交換)

## 2 . 自立支援について

児童の自立のために、入所中の職業訓練、退所後の児童の独立した生活を支援、退所したが自立困難に陥った児童の再出発のための支援、さらに親子関係修復のための支援機能を持つ「自立支援寮」の付設を検討していくことが必要と思われる。

年長児の自立支援を図るため、高等部を担当する体制の整備が必要。(生実-表)

児童に自立の機能が果たせる場所を設定する必要があることから、既存の女子職員宿舎の再利用を図りたい。(生実-表)

園長校舎とか従来あった建物を、自活とか家族調整寮にしたいと協議中(生実)

また、退所後の児童の自立をより確かなものとするために、「自立援助ホーム」との連携や、「自立援助ホーム」に対するバックアップ機能の役割を持たせることが必要である。

## 3 . 施設養護の質の向上について

児童自立支援施設に入所している情緒障害等の問題を抱える児童に対しては、情緒障害児短期治療施設に入所することが最も適切ではあるが、当該施設がない現状においては、児童自立支援施設内に分園等により、情緒障害児短期治療施設機能を持つ施設の付置についても検討を行う必要がある。

情緒障害児短期治療施設は必要。情短機能の部分でいうと専門的な医療的なケアというのは24時間体制は必要だと思うので、体制づくりが必要。(生実)

学校教育部門の充実を求めていく必要がある(生実-表)

# 【乳児院】

## 1. 施設のあり方について

乳幼児の健全育成のためには、愛着関係の形成は非常に重要なことであることから、職員との関係あるいは保護者との関係における愛着関係を大切にすることが必要である。

そのため、乳児院においても、職員数・勤務形態との関係を考慮しながら養育形態の小規模化を目指す必要があり、また、日常的にも学校や近隣等の地域との交流に取り組み、地域の子育て支援の拠点施設としての機能をもつことも必要と思われる。

保護者が直接かつ大幅に施設内で育児に関与できるような体制づくりが必要。（乳児院）

乳児、保護者の両方の立場に立った開放的な施設づくりが必要。（乳児院）

地域に開かれた施設として位置づけていかなければならないのではないかと。（乳児院）

措置児童の支援が中心となっており、地域の子育て支援の拠点施設としての位置付けがない。

（乳児院 - 表）

ボランティアの活用、ボランティア登録して活用することが必要（第6回意見交換）

また、乳幼児は、基本的には家庭的な環境で育てられることが大切であり、したがって、乳児院としてはできるだけ早期に、安定した家庭（元の家、困難な場合は里親家庭）で暮らすことができるよう努めていく必要がある。

保護者支援の取り組みの強化ということで、入所児童だけでなく、家族との再統合に向けて一層取り組んでいかなければならない課題がある。（乳児院）

なお、今後の課題として、特に建替え時には、千葉県内における社会的養護体系全体の中で、県立としての乳児院の設置意義及び効果等の外部評価を実施するとともに、将来的には、民営化あるいは民間委託についても、視野に入れた検討をすることが必要である。

振り分けの視点としては、まずマーケットに馴染むのかどうか、また、マーケットをどう活性化して育ていくのか、また淘汰をどう受け入れていくのかの議論をすることが必要。（乳児院）

民間施設で対応困難なケースを県で受け入れることが、役割として県立施設を位置付けた場合、マーケットの活性化が阻害されないかどうか、受け入れに意欲的な施設に相当額を補助し、県はスリムになった方が優ることがないのかも併せて検討して行く必要（乳児院）

社会的に公から民への流れの中で、公営であり続けるには、県民の理解が得られる特色ある先進的な運営管理が求められるが、県の大きな組織に属する限り、迅速な意思決定や柔軟な運用は期待できない。

（乳児院 - 表）

## 2. 他の社会的資源との連携等について

児童虐待の増加等により子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、そのため、乳児院としても新たな課題に対応できるように取り組む必要がある。

地域の子育て支援を支える地域社会に開かれた施設として位置付け、乳児・児童一体の相談支援機能、一時保護機能、養育機能、治療機能、親子の一時生活機能及び情報提供・研修・実習機能を兼ね備えたコア施設を設立（乳児院）

例えば、乳幼児が健康で育っていくためには、緊急の場合はもとより、日常における健康管理が重要であることから、建替時には治療施設（例：こども病院）との併設等についても、検討を行うことが必要と思われる。

緊急の医療行為を要する乳児に対して適切に処置できる即応機能や、十分な医療管理機能を有していない



と、取り返しのつかない事態が生じる。今後、乳児院の新設にあたっては、医療機関との併設など緊急医療や、それから医療管理機能の充実を切に要望。（乳児院）

こども病院の医師が乳児院の医師を兼務しているので、24時間体制で相談、連絡が可能。（乳児院）

病院の併設などによる医師の即応体制や、医療管理の充足を前提とした他機関では受け入れがたい狭間に位置する疾病や障害のある児童を受け入れていったらいいのではないか。（乳児院）

重い医療行為を要するような乳児となると、医療機関併設でないのが難しいのが現状（乳児院）

乳児は感染症などの罹患率が高く、病院通院が大きな業務になっているので、こども病院など医療機関との併設を希望。（乳児院 - 表）

医療機関に併設した乳児院が望まれる。（中央児童相談所）

また、児童福祉法の改正により児童養護施設との年齢要件が見直され、ケアの連続性が可能になったことから、児童養護施設との緊密な連携や併設・機能統合あるいは、虐待ケースに係る治療機能やこころの健康の問題に対応するための情緒障害児短期治療施設との併設・情緒障害児短期治療施設機能の付置なども視野に入れて検討することが求められる。

さらに、乳児院と母子生活支援施設とのいわば中間形態である「親子寮」といったようなものを、付置することを検討することも必要である。

なお、施設を整備する場合には、養育環境にも配慮すべきである。

その他母子生活支援施設、里親、千葉県女性サポートセンター、民間シェルター等との連携についても、積極的に検討することが必要と考えられる。

県内地域の多数の小規模施設、グループホーム、民間施設、里親、NPO、ボランティア団体等とネットワークを構築し、連携、育成支援する。（乳児院）

特に、里親との連携については、乳幼児が安定した家庭生活の中で育てられるためにも、元の家庭に戻ることが困難な場合には、里親家庭の役割が非常に重要となってくることから、里親への委託促進のためにも、積極的に連携を図っていくことが求められる。

また、母子が共に家庭生活を営めるという特長を持つ、母子生活支援施設との連携・活用を図ることも必要である。

### 3. 建替え等について

昭和47年に建設された施設のため老朽化が見られ、建替え等の検討が必要である。

建物の老朽化により、施設機能の低下、雨漏り、隙間風、かび、害虫の発生等の問題が生じ、防犯対策が不十分（乳児院）

建替え等の検討を進めるにあたっては、建替えのための基本コンセプト等を検討する委員会を設置し、年次計画を策定するなど、総合的・計画的に検討を進めることが必要である。

建替えについて、ローテーションできちんと計画を立てて、ルールや優先度もグランドデザインの検討のなかで、やっていければと思います。（第6回意見交換）

また、乳児の生活の質の向上や職員の負担軽減に資するよう、配慮することが望まれる。

乳児院の新設にあたっては、医療機関との併設など緊急医療や、医療管理機能の充実を切に要望したい。（乳児院）

- 終わりに -

この「中間とりまとめ」は、これまでの4回の検討の中で、県立の児童養護施設、児童自立支援施設及び乳児院の3種別の施設の動向について、施設のあり方や建替え等の検討をする際の留意すべき点等について、提示したものである。

今後、各施設においては、この提言に基づいて、公設公営施設としての存在意義について議論していただくことを期待する。

本県立施設のあり方については、民間施設や家庭的養護を含めた社会的資源のあり方の検討状況及び関係者等の意見を伺いながら、全体としてのとりまとめに沿って、本年度末までに基本的な方向についてとりまとめ、来年度末を目途に、最終報告としてとりまとめていくこととしたい。

## 用語等の説明

用 語	説 明	現 状
児童自立支援施設の公設民営化に関する国の動向	<p>児童自立支援施設は、児童福祉法施行令第 36 条の都道府県による設置規定及び児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員及び児童生活支援員について都道府県の吏員をもって充てる規定があり、これが行政サービスのアウトソーシングを阻害している要因とあげられている。</p> <p>これに対し、厚生労働省は、「児童自立支援施設は、犯罪を行った少年などについて家庭裁判所から送致を受けるという極めて公共性の高い施設であるため、地方公共団体において責任を持って専門性や安定性を確保する必要がある。</p> <p>しかしながら、専門性や安定性の確保が図られることを前提に、民間社会福祉法人への委託について検討する余地がある」とし、現在厚生労働省で行っている「児童自立支援施設の在り方を検討する中で、このことについても議論し、結論を出す」としている。</p>	平成 17 年 4 月 1 日現在 1 施設（県のみ）
情緒障害児短期治療施設	<p>軽度の情緒障害がある児童を、短期間入所させ、または保護者の下から通所させて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第 43 条の 5）</p> <p>情緒障害とは、情緒を適切に表現したり、抑制することができないことを指しており、例えば、家では話ができるのに、学校などでは全く言葉が出ないなどの情緒不安定な状況、混乱した状況をいう。</p>	なし
親子寮	<p>母子が家庭に帰る準備ができる部屋、または親子関係を維持できる部屋として、一定期間利用できる施設、あるいは、遠くの人が面会に来るときに利用したり、退院前に泊まったりすることができる部屋。</p>	
母子生活支援施設	<p>離婚その他の事情により、母子家庭となっている母あるいはこれに準ずる事情のある人が、経済的な理由や住居等がない等の事情のため、児童の監護が十分にできない場合、母と児童をともに入所させ、その生活を支援する施設。（児童福祉法第 38 条）</p>	平成 17 年 4 月 1 日現在 6 施設（3 施設）
千葉県女性サポートセンター（婦人相談所）	<p>要保護女子及び配偶者からの暴力による被害者に関する各般の問題、家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談に応じ、必要な指導を行うため、売春防止法に基づき、都道府県が設置する相談所。（売春防止法第 34 条）</p> <p>また、配偶者暴力相談支援センターとしての機能も果たしている。（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 3 条）</p>	平成 17 年 4 月 1 日現在 1 施設（県のみ）

数値は、千葉市を含む県全体、（ ）内は県所管分

## 目標チャレンジプログラムの展開状況について

### 目標チャレンジプログラムとは

平成15年度から職員の意欲の向上と職場の活性化を支援することをねらいとして、管理職を対象に試行しているもの

職員が仕事を進めるにあたり、上司との密接なコミュニケーションのもとで、県民に対して果たすべき自らの役割や使命を考え、目標を設定し、その目標に主体的に取り組むとともに、その結果や過程を振り返る活動を通じて、コミュニケーションと人材開発を重視する組織風土づくり、職員の意欲と働きがいの醸成及び効果的・効率的な行政運営の実現を目指すもの

17年度は、全職員を対象とし、能力・実績重視の人事システムの確立を推進するため、業績評価と能力評価の仕組みとしても試行している。